彌高叢書第七輯

宇和島藩（四国愛媛県）と佐藤信淵

―信淵晩年の困窮を助け、且学び信淵歿後に、その学識を日本思想史上へ磐石に位置づけた藩、それが宇和島だった―

川越重昌編

発刊に寄せて

江戸末期の碩学、佐藤信淵先生の広汎且つ余りにも深遠な学識と名声を懼れた幕府が信淵先生を江戸国外へ追放したが、本稿の著者川越重昌先生は信淵の各分野に亘る教学と実践について詳細な研究を試み信淵学の解明に当られ数々の名著を世に問われている信淵研究の第一人者であります。

今回宇和島藩主七代宗紀侯と八代宗城侯の義挙とも言う可き信淵先生に寄せる熱い想いを述べられている、先学菅菊太郎、兵頭賢一両氏の著書を復刻して発行されることは現在の世相に対し、一大警鐘であり最も肝要事と考えるものであります。

尚隣県徳島の漢学者妹尾和夫先生には当藩所蔵の信淵先生の秘書「弊政改革秘話」を改めて校訂、且語註迄賜わり感謝の至りであります。

川越先生の御努力と御厚志、又伊達両侯の御事蹟に対し郷土に生きる一人として心から敬意と感謝を捧げる次第であります。

平成七年十二月二十日

伊達事務所長　河野　傳

財団法人　宇和島伊達文化保存会常務理事

彌高神社　平田篤胤佐藤信淵研究所

川越重昌編

宇和島藩（四国愛媛県）と佐藤信淵

＝信淵晩年の困窮を助け、且学び
信淵歿後に、その学識を日本思想史上へ
磐石に位置づけた藩、それが宇和島だった＝

編者：川　越　重　昌
発行：彌　高　神　社
　　平田篤胤佐藤信淵研究所
〒010 秋田県秋田市千秋公園１－16
印刷　有限会社　コスモ印刷
平成８年５月１日　第１刷発行

目次

序　5

宇和島七代藩主伊達宗紀（むねたか）公・八代藩主伊達宗城（むねなり）公肖像　7

(一) 佐藤信淵と宇和島藩との関係……兵頭　賢一（大正十五年稿）…8

(二) 佐藤信淵と旧宇和島藩の農業……菅　菊太郎（昭和十一年稿）…40

(三) 宇和島藩国元に於ける信淵農法の実施に関する所感……川越　重昌（平成七年稿）…60

(三) 瀧本誠一博士の「佐藤信淵家学全集」の出版と影響……川越　重昌（平成七年稿）…69

(四) 佐藤信淵述「弊政改革秘話」（津山藩秘事）新校訂……妹尾　和夫（平成七年校）…84

後記

著者略歴
大正３年秋田に生れ
戦後東京へ移り
ユネスコ内，国際新教育協会日本支部事務局長
　同　　，世界新教育連盟日本支部理事
定年引退後，銃砲史学会，彌高神社両大人研究所所属
　　目下佐藤信淵の再研究中。

東京住所　東京都練馬区桜台２－21－８（03•3991•8719）

序

佐藤信淵七十歳。当時未だ江戸十里四方追放中の思想犯であった。（表向きは、禁を破って江戸潜入をした追加罰）七十八歳の八月、十一代将軍家斉の三回忌法要の大赦により、十二月赦免となる迄三十年間、江戸へ住む事は許されなかった。

現代風に七十歳以後を晩年とするならば、八十三歳の正月六日の歿する迄、十二年間。かつて一度も藩に勤仕する事を望まなかった信淵にとっては、高禄藩士のような隠居料もなく、百姓のような、息子へ耕作をまかせての老後の安住地もなかった。長男信昭は関宿藩江戸住みの医者とはいえ薄給、信淵はその息子の住む江戸には住まれなかった。

その間、信淵の思想に共鳴し、信淵を保護し続けた藩は幾つかあった。伊達藩（宇和島）、沼津藩（静岡）、綾部藩（京都）、南部藩（岩手）等である。

南部藩は信淵の影響によって、信淵歿後三年目ペリー来航の日本が、品川の海中へ台場を急造、七万貫の火薬を必要としたが、幕府に備えなく、その主剤となる硝石も七万貫。その硝石全量を、南部藩一藩でもって提供した功があるのに、それを信淵故とも、又、南部藩硝石提供の事実さえ、知る人は平成に至っても皆無だった。勿論未だ南部藩史にも全く記載されていない。

綾部藩は、宇和島藩主伊達宗紀の紹介で、信淵へ綾部藩領の巡察を依頼した。その結果は、藩主自ら

率先して農事改革。その結果は現在へも続き、綾部の郡是織物業へと発展している。

さて宇和島藩であるが、信淵の最も窮困の晩年を助け、且藩主自ら信淵に学び、藩農政を二宮尊徳の消極性を避け、積極的信淵の意見を尊重、主に農業技術へ移行した。唯、前二藩のように信淵歿後長く明治以降に迄及んだかは明らかではないが、信淵を日本思想史の上に不動の地位を与え、昭和以降の日本経済史研究へ、更に佐藤信淵の研究の上に絶対的影響を与えたのは、宇和島上屋敷に産まれ、独学、日本経済学史のパイオニア瀧本誠一その人であり、氏の編輯された佐藤信淵家学全集（全三巻）は、数知れない多くの研究家へ影響を及ぼした。その全集は更に平成四年岩波書店より再版、今後の研究の上へ更に拍車をかける事、宇和島は信淵にとっては最高の保護者と言わなくてはならない。

☆

本冊子は、宇和島人に依る「宇和島での信淵稿」を編集し、加えて僭越とは言え多少の解説稿を附し、更に宇和島藩が長期にわたって秘書として他見を許さなかった信淵述、宇和島藩への教書、「弊政改革秘話」（津山藩例）を添えて一冊とした。

平成七年十月一日

編者　川越重昌　誌

宇和島藩主第七代
伊達宗紀公
1792(寛政４)～1889(明治22)

宇和島藩主第八代
伊達宗城公
1818(文政元)～1892(明治25)

(一) 佐藤信淵と宇和島藩との関係

兵頭賢一

昭和二年「伊予史談」十三巻、三、四号所載
昭和四六年「宇和島郷土叢書」第十巻（復刊）

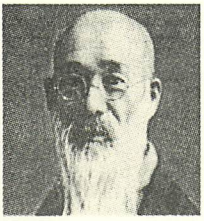

(故)兵頭賢一先生肖像

目次

其一　小池九蔵・若松惣兵衛の従学……11
其二　信淵の晩年に於ける一家の窮状と之れに対する
　　小池九蔵の尽力、随て宗紀宗城両公と信淵との関係……14
其三　小池の考慮、信淵の著述提供の一部分……23
其四　宗紀公の同情……26
其五　信淵の著書の宇和島に入りたりと思はるるものの一部……28
其六　信淵、責難録と種樹園法との進献……32
其七　其後に於ける信淵と宇和島藩との関係……34
其八　結びの言葉……37

‖ 編者解説 ‖

編者が兵頭先生を存じあげたのは、昭和十年二月十二日、宇和島から初めての玉翰を戴いた事に始まった。昭和八年九月私は宇和島市長宛に、宇和島と信淵に就て事蹟調査を初信した。数日後県学務課から返信をいただいたが、不明との事であった。が、突然兵頭先生からの書状に接し、以後、終戦の前年迄御指導をいただいた。

先生は「明治五年～昭和二五年三月二一日（一八七二～一九五〇）、教育者・地方史研究家。宇田郡岩松村（現北宇和島郡津島町）の旧庄屋の家に生まれる。愛媛県師範卒。宇和島女子尋常高等小学校、第二尋常小学校などの校長を歴任。大正一二年（一九二三）教育界を退いてからは伊達図書館長をつとめる。旧宇和島藩主伊達家に伝わる古文書・記録を中心とした藩政史の研究に専念するかたわら宇和島史談会の育成につとめ地方史研究に多くの業績を残された。（以下略）」（愛媛県人名辞典）

先生の初信には伊予史談の玉稿の事もあり、後日拝借、コピーのない頃なので要点を写させていただきお返し申したが、何とも詳しい考証に驚いた。それというのも先生は、伊達家蔵文書中に残されていた信淵関係書状その他を細大もらさず御整理下さった方であるため、他のどなたよりも早い時期にこの玉稿を御発表いただけたもので、今日信淵研究に関する明治初期以降の全国年表（明年末印刷予定）の中で、政治思想・著書解説に類するもののみ多い中で、突出した自藩との関係を述べた稿としては、他藩例でも先生の稿を越えたものはない。

又信淵全伝の中でも、これ程、詳しい信淵家の内情に立入って述べうる場面もない。しかもすべてが第三者間の書状に依るため、客観性のある稿を書く事は他の分野でも出来な

い。

拝見して読者は、詳しすぎて困惑される位だと思われるが、それは各関係人の住居が遠く離れている為で、信淵の住地は現浦和市郊外鹿手袋、長男信昭家は江戸。宇和島藩上屋敷も江戸、本国は四国宇和島、この間を書状と関係人の往復には時間がかかり、情報が前後ままならず、それをよく筋道をたてて述べて下さった事は先生でなくては出来得なかったと思われる。現在これら全資料を見る事が出来るが、寸分の誤認もないので、敢て再掲させていただいた。

尚玉稿の底本は宇和島郷土叢書本を使わせていただいたが、多少読み易くしたいため、漢字を仮名に直したり、行替を小きざみにした点もある。既に二回、原文のままの発行があるので了とされたい。（平成七年九月末日）

其一　小池九蔵・若松惣兵衛の従学

文化十三年の十二月神道の紛議事件に坐して江戸払となった佐藤信淵は、一時下総国船橋宿の神主富上総介の構内に居たが、後に深川八幡の境内に寓居した。（深川は当時、江戸の外）

斯して久しく父子面会の機会を得なかった彼は、天保三年の冬、本材木町なる其子信昭の家に潜行し、歓談すること二夜であった。此事官の知る所と為って、其十二月更に江戸十里四方追放の罪を得ることとなった。依て止むを得ず居を武州足立郡鹿手袋村に移して此処に退居した。

一藩財政の興隆に向って専心努力中であった我が伊達宗紀公が、藩士小池九蔵と若松惣兵衛とに命じて彼の門を叩かしめられたのは、同じ天保九年の九月の事であった。小池は此の年六月四日に宇和島を出立し、七月七日江戸に着した。九月三日の江戸藩邸の日記に

小池九蔵、浪人佐藤元海と申者へ経済学修行の儀被　仰付　候段達之事。

但右に付謝礼の儀追て申出候事。

とあるのは、入門の時機を物語るものである。同年十二月二十日の同日記には

若松惣兵衛経済学修行に付、金参両御仕成被　下候事。

とあるが、入門は之れよりも前の事である。

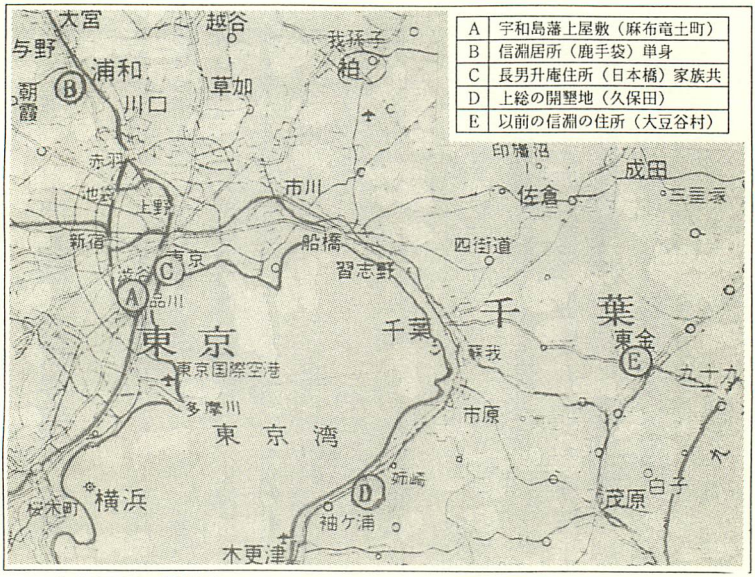

▲ 江戸周辺の関係地

▼ 江戸から宇和島まで
（日数１ヶ月）

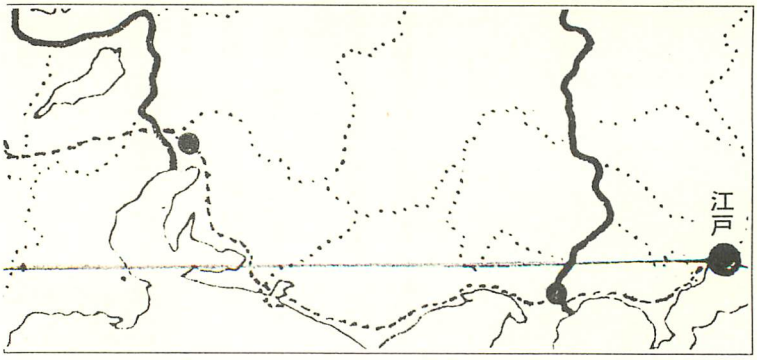

宇和島城（現在写真）

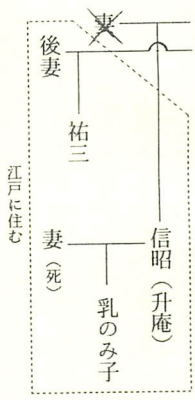

宇和島藩御座船の航路図　徳山久夫氏図

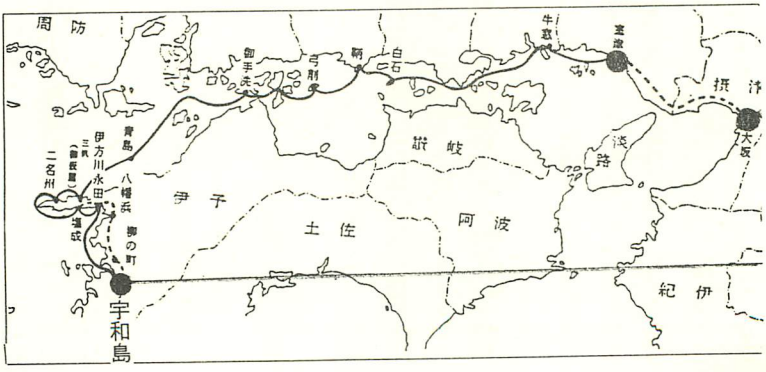

其二　信淵の晩年に於ける一家の窮状と之れに対する小池九蔵の尽力、随て宗紀宗城両公と信淵との関係

翌天保十年の九月二十二日附を以て小池は、長文の書翰を宗紀公（在国元）に呈上して居る。事は信淵の生活上の窮状と之に対する宗城公（在江戸）の態度、それの報告である。私は今先づ此の書状を通して当時の信淵一家の消息を紹介し、兼て信淵と小池との関係、延いて信淵と宗紀宗城両公との関係の一斑を想像するの資に供したいと思ふ。

此の年七月の中旬からの事である。信淵は腫気を催して気分平常の如くならず、陰嚢も甚だしく腫れ痛んで苦しんで居た。脚気ではあるまいかと思はれて居たが、日を重ねるに随って食量も減じ容態も面白くない。今年七十一歳古稀を過ぎた彼の事であるので、鹿手袋村（現埼玉県浦和市郊外）では何れも少なからざる心配で、八月十八九日の頃、村長の堀藤五郎といふが、遥々出府して升庵（即信昭である）を呼び寄せやうとしたが、

着府して升庵の宅へ行って見ると、升庵の妻も亦本年夏以来の大病で臥床し、矢張八月の中旬からは様子が殊に宜しくなく、夫れが為に升庵は其の看病に打ちかかって居ると云ふ次第であった。報を得た升庵は、遠く処を隔てた双方の病人、何れも見放し難い事は同様であるが、此の場合先づ以て父の危篤を見舞はねばならないと決心した。（升庵には娘が二人あるが未だ頑是ない者で、常に祖母の側を離れない、それ故是迄妻の看病は升庵と弟の祐三とが仕て居た、升庵が父の所へ行くとなると、残る総ての者は非常に心細く感ずる）が、村長堀と共に訪づれたる同人の弟なる人が此の様子を見兼ねて「迚も此の病人を見捨てゝ置く訳に

は行くまい。某一応鹿手袋へ立ち帰って元海殿の容態を見て来る事に仕やう、其の容態によって兎も角も計らうが宜しからう」と大急ぎで帰村して見ると、

幸にも信淵は「大分苦痛も軽くなったから、此方の心配は先づ措いて妻の看病を十分にするやうに伝へて呉れ」と言える位であったので、早速江戸へ引き返して此の旨を升庵に告げた。

升庵は一ト先安心はしたけれども、極老の父ではあり、殊に遠方に離れて居て常日の奉養も怠りがちの事でもあるので気懸りで堪らない、妻の病気の少康を機会に、同月二十二日の朝鹿手袋村に向って江戸を出立した。

驀て到着して父の容態を見ると、存外に元気附いても居るし、腫気も少しは減じて居る様子であるので、之れならば大なる心配は要るまいと思ひ、信淵も亦「己れの方は気遣ふには及ばない、嫁の方精々気を附けて遣はせ」と申すので、其夜の内に引返して帰宅した。

☆

小池は以上の有様を宗城公（在江戸）（時に大膳大夫）に申し上げた。公は非常に心痛せられ、此上篤と元海の病状に注意すべく、且見舞も申し入れよと命ぜられ、其上、予て水戸の斉昭公から貰って居られた牛通丸といふ薬、之れが脚気等には至極適当した薬であるから、之れを元海に遣はせよとて、其の一袋を渡された。

註――此の事を小池からの書信によって知られた在国の宗紀公は「牛通丸は如何計り喜び候、薬の効験は差措き、大膳存念の処相悦候哉と存候」と小池に綴って居られる。

水戸の斉昭公の女賢姫は宗城公と婚約が成立して居たが、此年六月七日逝去せられた。水戸家との関係は之れ以外にも親しかったのである。

そこで小池は、同じ廿三日に右の事を委しく信淵への手紙に認め、且つ右の御薬をも携へて升庵の宅へ行き、尚ほ双方の病状も尋問し、鹿手袋村への確かなる幸便にてと頼んで置いた。

越えて廿五日の事であった。小池の宅へ升庵からの手紙を持った急便が来たので、取り急ぎ開封して見ると、升庵の妻は廿四日に敢へなく病死したとの事である。ところが、折悪しく其日小池は朝から疝癪で大困り、廿六日からは益々病勢が募って起居も苦しい位、夫れが為に殿中の勤務も断った次第で、直に見舞に行くといふ都合にもならず、漸く廿八日の朝になって、家来を升庵方へ遣はして様子を尋ねさせたが、殊の外取込中で詳しい事は分らず、唯、信淵は大分快い方であるから、初七日が済んだならば、来月初頃には升庵が迎に行って、是非一応江戸へ連れ帰る筈にして居るとの事だけ聞いて帰った。

依て、九月四日になって小池は若松惣兵衛を、信淵の様子を聞かせる為に升庵方へ遣はした所、丁度其前日の朝升庵は鹿手袋へ行って不在中であったが、升庵の弟祐三が「此の手紙は先達て親類の者が鹿手袋から托されて持帰ったものであるが、不幸中の混雑で失念して居たものであるからと」と言って、信淵からの手紙一通に、更に自身の手紙を添へて小池に手渡して呉れと若松に頼んだ。祐三からの手紙には斯う書いてあった。

秋涼稍重候へども愈々御清福被為渡奉レ賀候、陳ば、今日升庵方へ御書翰被レ下候得共、同人義昨三日鹿手袋村迄一寸罷越候間、今夕帰宅の節早速拝見可レ為レ致候、扨又此書翰一通、升庵申置候間、乍レ自儘一託二御使一差上申候、先は取込中乱筆御高免可レ被レ下候　匆々

九月四日　　佐藤祐三

小池様

さて、此の書中に云ふ所の信淵から小池への手紙は八月廿六日の日附になって居るが、小池は其の内容に就て宗紀(在国元)公に斯う申し上げて居る。

廿三日に私(小池)から差遣はしました書帖は、廿四日に升庵の妻の凶報を伝へまする飛脚と一緒に元海の方に届きました様子で御座いまして、御曹司様(宗城公)から下し置かれましたる丸薬の御礼を重々有り難く感謝して居ります。而して、之れ迄度々催促を致しましたる封事の事で御座いますが、之れは何分唯今の処差上悪い事情が有って再考中でありますから、此の事を御聞に入れて置いて呉れとの入割(いれわり)を申し述べて居ます。それから又、悴の妻が乳飲子を残して亡くなり、不憫千萬の上に自分は当時斯うした病気に罹って居る有様で、誠に当年は諸事萬端災厄ばかり重なって内外共に費用は嵩(かさ)む一方、斯うなっては升庵親子は飢渇に及ぶの外なく、余命幾許(いくばく)も無き老衰の上右様の不仕合に遇って困却しては居るけれども、自分(信淵)は茅場町の竹口喜左衛門といふ豪商からの招待で、上総の方へ土地開発、諸木其他作物植付等の世話に行く筈になって居り、既に彼地に於て居所の小屋掛に取掛り、当月中旬迄には多分成就するから、出来次第に引移る事になって居るので、先づ暮道(くらしみち)が立って行く、しかし、斯うなると士大夫への教授指導が出来なくなり、唯豪富の農商等へのみ指導の力を注ぐ道理となって、平素の志願が空しくなるのが遺憾千萬の事である。

と例の豪邁の文面ではありますが、余程歎息して居る風で御座います。

前に書いた通、之れは小池が宗紀(在国元)公に報告申し上げたものであるけれども、夫れより前に先づ江戸に於て此の事を宗城公に申し上げたのである。所が宗城公は、

例の内密の封事は此際是非差出させる様に仕たい、父君宗紀(今は在国元)公が江戸御出立前に彼(あ)れ程までに申し置

かれた御懇望のものであるから、夫のみならず、右の文面には何か他に仔細がある様にも察せらるるから、是れ切にして打ち遣る訳にも参るまい。

との思召もあり、兎に角小池は『早速手紙を鹿手袋へ遣して何か相談したいと思ふから、同村への幸便を知らして呉れ』といふ事を升庵の所へ申し遣はした処、六日になって祐三が小池の宅へ来て

私が明朝老父を迎の為に鹿手袋へ参りますから、先日の手紙の返事を戴いて参りませう、多分八日には父と共に帰着致しますことが出来ませう。

と言ったので、小池は「八日と言えば直ぐではないか、然うすれば元海帰着の上で直接相談しても宜しい」と答へると、祐三は「御承知の通彼の手紙は去月廿六日の手紙で御座いますので、老父は何とか御返事がありそうなものだと待って居ませう、実は取込中の忘却で御手に入れますことの遅くなったものでありますから、今度参ります時に御返事を持参致しませぬでは、定めし叱責を受くる事と存じますから」と折入って頼むので、小池は大要両公の思召の存する所を書いて封事の速かなる起稿進行を希望し、尚両三日中には面会して縷々を尽さうといふ事を書いて返信としたのである。

七日には信淵の出府の模様も聞き見舞も申したい積りで、小池は升庵方へ行った。所が升庵からは「祐三が本日の朝迎に行ったので多分明日は帰着するであらうと思ふから、其の上で将来の身の振り方など相談して取極めることにしたいと考へて居る」との話であった。

翌八日升庵から手紙が来た。之れによると、昨日祐三の迎に行くを待たないで元海は、村の人々を雇うて出立した其の途中で祐三に行き逢ひ、夜に入って共に升庵宅へ帰着したとの事である。小池は直に此の事を宗城公（在江戸）に申し上げた、所が公は「然らば早速行って面会して来るやうにせよ」との思召であった。

そこで、翌九日の夕方升庵方へ行って信淵に逢って見ると、信淵は案外に病気も快くなって居るし腫気も大分取れて、膝の痛所が全快に至らない為に起居の不自由な所のみが特に目につく位、見受くる所最早気遣ふべき点はなく、至極元気づいて居ると言って宜しい状態であった、一応の挨拶が済んで後、信淵は小池からの相談に応じて、

何時もながら両殿様の有難い思召は感謝の他はないのであるから、御家の為には有ゆる自分の経綸を傾倒して見たいと思ふばかりでなく、九鬼様や水野様（註―九鬼様とは丹波綾部侯九鬼式部少輔を云ひ、水野様とは当時有名なる水野越前守忠邦を云ふのである）等へも国家経緯の方法等教授成し上げたいとは思ふけれども、何様にも昨今の苦境で内證向、必至と行き詰りて如何とも致し方がない、自分のみならば門弟も多い事であるから先づ渡世は取続いて行く事が出来るけれども、升庵一家は借金も矢鱈に出来て如何ようにも手の着けやうがないので、親類共寄合の上様々と相談した結果、此際親子兄弟が離れ〳〵になって夫々に暮道を立てゝ行くより他に手段は無いから、自分は予定の通上総の方へ行き、升庵は鹿手袋へ引移って医師の傍農業を稼いで渡世とし、升庵の母と娘とは祐三が引受けて、当市内へ、セメテ佐藤家は没落しては居ないといふしるしだけでも残して置きたいといふ事にとりきめたが、

さて最も困るのは祐三等三人の暮し方である。自分が渡辺華山等と関係した問題も近頃大分下火になって、自分に対する官辺の圧迫も前々の様にはないのであるから、公々然と江戸に入る事の出来るやうになるのも遠い将来の事ではあるまい、然うなれば上総を引払って市中に帰り、祐三の面倒を見て遣ることが出来るのであるが、夫迄の処だけでも右三人の衣食の手当がつけば、上総へ引越すのを見合はして上総と当地と双方を往来して本来の目的を達することが出来ぬではない。夫迄第一番に御

家へ願ひ出で、次に九鬼様水野様と、御三家へ願ひ出で何とかして戴きたいと思ふけれども、それも今更申上にくい事であるが

と言ふ意味の事を繰返した、小池も返答に困って

自分も何とかして上げたいとは思ふけれども、直接御曹司様へ申し上ぐるも無手(むず)かしく、重役へも申し憚るかどもあり心配して居るので、此の上は門弟仲間を勧誘して少々づゝでも醵金し、当坐を凌ぎ得らるゝ様にでも仕て見やうか

と、いろ〳〵話した儘、決定する処なくして其儘帰った。

帰った小池は熟々と考慮した結果、遂に今一度宗城(在江戸)公の御聞に入れる他ないと考へた。若し信淵が上総の方へ行く事になれば、命を受けて修学中の問題が解決しない、然うなれば宗城公興国の御計図に一頓坐を来すといふ一大事である。如何にしても君命を果し、十二分に興国の術策を研究しなくてはならない、といふ責任感が此の決心を促したのである。

翌十五日の事であった。昨日信淵と応対の次第を逐一宗城公に申し上げた所が、公は

如何にも極老の元海の心身上の苦痛不憫の至である、第一夫れが為に著述訂正も怠り勝となり、秘事の耕種培養等の伝授も絶え、九蔵等の修行も半途にて癈(すた)るやうになっては父君(在国元)にも御残念に思召すであらふ、其方(そなた)の申す入用金といふのは如何程あれば相済むと申すか。

との御事であったので、小池は答へて、

一ケ月に弐両程も御座いますならば、可なり三人の暮し方が出来ます様子で御座いますから、来る十月から極月迄の積で大約六両も御座いましたならば、先づ当難を凌ぎます事が出来ませうと乍恐存じ

ます。

と申上げると、公は

夫れでは少し考へることもあるから夕方再び出仕せよ。

との御言葉であった。

命の如く同夕方罷出た処、「内々で工面をした」との仰せで、金拾両を御下げ下されて「早速之れを元海の処へ持って参れ、尤之れは役人中へも総て申して居ない処の極内々の金であるから、此旨篤と含み置いて、此の内意を元海に伝へて安心させ、家事の方に心を取られないで、専ら家学の為に力を尽し、国家の為になる事をば腹蔵なく申し伝へ、秘伝の書杯も発表して呉れ、之れは父君御熱心の御事であるから、との旨も伝へよ」との意味の御言葉を添へられた。

此の時小池は感激の情に溢れながら考へた。誠に以て存じ寄らざる御仁恵の御義、平常御手元金等と申すものもましまさぬ事と恐察するから、此の様な御取計の手段にも何かと御心配になった事と思ふ、外に御出所があらうとも思はれないから、之れは多分御前様へ御相談遊ばした上での事であらう。此の様な御内事は自分共から伺ひ上ぐる事は出来ないが、とにかく一匹夫の為に斯程迄に御心労をなさるといふ事、思へば勿体ない事の極みである。之れ畢竟するに御父君の思召を御納得遊ばし、御国の為め、又士族御愛撫の御心から発せられた事であらうと乍恐存じ上ぐる。と斯う考へた。

自宅へ下った小池は、直様御情の籠った此のお金を懐にして升庵の宅に信淵を訪問した。所が、升庵方でも夜に入っての来訪であるので一寸喫驚したが、小池が右の事情に自己の所感を加へて縷々と委曲を物語るに及んで、彼等一同は唯落涙数行、「たとひ御大名の御勢にても此節拾両の御内賜は余程御心

痛も遊ばしたで在しまさうが、愚老を御憫愍、且深き御国家を思召さるゝ御両君様の思召勿体なく有難い次第で、此上は当年中三人の飢寒は決して無い、斯う安心の出来るやうになった上は愈々御厚恩拝謝といふ点からも著述等に心一杯に打懸り、追々家秘肝要の書物も御伝授申上げねばならぬ」と言って、折柄不在の升庵の所へ使を遣はして呼びよせて此の事を話すと、升庵も亦暫くは感激の涙にくれた。聽て粗末なる心計りの酒肴を出して夜更くる迄小池を中心にして久し振りに愁眉を開いて嬉しい話を重ねた事であった。

翌十一日の事、升庵は喪中であるからとて、祐三を使として小池へ御礼に参り、信淵からの手紙も持参して、御取次を希ふたので小池は之れを宗城公（在江戸）に申し上げた。手紙の文面は斯うであった。

昨日は存じ寄らざる御入来、殊に御懇命及御慈恵恐入難ㇾ有、早速升庵宅へ御礼に参上すべきの処、喪中につき祐三差上候、何卒足下恐れながら宜き様に親子活生の洪恩を謝せよ、且封事を献ぜざるの趣意書を神速に筆すべき事なれども、御存じの通大混雑にて、隠宅出来ざる間は筆を執るにも匆々心も亦憒々に候間、五七日御宥恕奉希上候以上

越えて十三日に至って信淵から又来信があった。

隠れ家場所昨夕相極申候、処は霊岸島長崎町中の横丁長助店に御座候、十六日に引越し候積りに御座候、表札を笹原祐三と致候事に御座候、此段内々御届申上候、今日より取繕ひ掃除等に取掛り申候以上。

といふのがこれである。之れで祐三等三人の居所の決定が出来、信淵は当分同居することゝなり、升庵は何かの準備の為め、此の十三日の朝鹿手袋村へ行ったとの事であった。

拾六日になって、小池は前々からの約束もあったので、歓の辞を述ぶるといふ用事も兼ねて新宅を訪づれて見ると、旧宅よりは少し手狭ではあるけれども、至極奇麗な家であって、人の往来も静かであり、諸事勝手向も宜しいからとてホク〳〵喜んで居た。斯ういう体であるから上総行の事は当分断って、予てから延引して居た著述訂正に打ち懸り少しでも早く繙奥（うんおう）の伝書等も差出す様に致し且御国政の弊害等も追々心付きたる事共書き連ねて献上致したい心積りであると小池に話した（兵頭曰ふ。之れ聴て後に言ふ所の責難録となって現はるる書物となるのであらう）。信淵且言ふに、此の新宅は内々自分の隠栖を兼ねて居る事であるから、後日機会の到来する迄は、御家と水野様九鬼様の御家来ならでは、他の人達は出入させない事にしたいと思ふと。未だ罪を赦されて居ない彼は暫く隠栖の積りである。

其三　小池の考慮、信淵の著述提供の一部分

小池の手紙は未だ長い、宗紀（在国元）公の御聞きに入れた個条は未だ残りがある。夫等は後に書く所に同じ意味になって現はれて来るから割愛して置いて、尚一事此処に加へて置きたいのは、前記拾両のお金の処置法である。小池は

元海へ御内々の被下物は誰へも申すまじき様に仰せ出されましたから、元海並に家内中の者へ其旨申聞せ、お屋敷内へも全く話して居りませぬ、将又（はたまた）、拾両を一時に渡し遣はしもしては、当座の雑費等に費ひ込んで仕舞って、又難義を致します様では折角の御趣意も相貫きませぬ訳になりますから、升

庵と相談致しまして、差向参両並に新宅へ移りました時に壱両、都合四両を渡して置きまして、残り六両は私が預って置きました。之れは来月から極月まで三ケ月、弐両づゝ毎月に渡します様に取り極めました。此事は御曹司様にも申し上げて置きました。

嘗て元海が鹿手袋へ退隠致しました際には、九鬼様の様な御小家でさへ、御尋として金子など御下げ遊ばしたとの事であります。其額は何程であったかは承知致しませんが、兎に角今度のやうに喜んで呉れますと、私も心丈夫になり、修業上非常な便宜で御座いまして有り難い仕合に存じます。

と宗紀公に申し上げて居る。

此の月の廿八日の事である。信淵は「弊政改革秘話」と言ふ一冊を書いて、之れを小池に送り、小池の手から宗城公の覧に供して居る。此の書物の序言に

一翰を呈す。今般、世子の仁恵に頼り、末子祐三のト居速やかに成り、老朽及び児孫、飢餓の患ひ無きは、足下の在る有るを以てなり。敬んで謝す。

愚老、封事を上ることを辞すと雖ども、国政を補益するの事件を上疎せんと欲して、思慮の中、先年津山侯の家政衰弊に因って上下困窮の事に按じ及ぼし、懐旧の感、衰老の歎、覚えず涙を落とせり。是の時に当たり、津山侯賢明、且つ少老に三原金太夫なる者有り、英傑誠忠、能く国君を佐佑して弊政を改革し、家士の窮乏を済ひ、百姓の凋瘵を救ひ、終に津山を豊盛し、一時、国政の美、観る可き者有りき。

今按ずるに、津山の醜地を以て宇和島の沃土に比するは、所レ謂土亀と月輪との類ひのみ。然れども、津山の康致君の賢は、君侯の仁明に似たること有れば、則ち彼の国弊政改革の始末を筆記して諸れを貴覧に供するも、或ひは前暁後顧の一助と為らんも亦た知る可からざるのみ。故に五十余年の旧

話を書き綴り、先づ足下をして内覧せしめん。若し夫れ、侯覧に宜しからざる者有らば、則ち須らく速やかに之れを火中に投じて、他人をして之れを見せしむる無かるべし。何んとなれば、此の旧話も亦た一国の密事、謾りに世間に流布するときは、則ち愚老の罪なり。

且つ又た、津山の少老三原氏は、忠亮沈黙、能く人の善を揚げ、能く人の材能を用ふ。『詩』に云く、「既に明且つ哲、以て其の身を保んず」と。彼の人の行状は之れに近し。足下も亦た斯の三原氏を模範とせば、則ち小事に係りて屠腹の禍ひ無きに庶幾し。

老人多髯。足下、其れ恚むこと勿れ。自愛、自愛。

と書いてある。之れは予定の著訂ではなくて、お世話になった当坐の挨拶に代えたものであらう。之れより先、此月の廿二日に信淵は小池へ次の手紙を書いて居る。

貴翰拝見仕候、此間中より種々御懇到に御骨折被レ下候に付、先隠宅も起臥仕候様に相成候、足下の御心配、世子君の御洪恩忘却仕候には決して無二御座一候得共、升庵が本宅引払、祐三の宅へも大工等入れ取込候に付、御用向の事共筆記仕候事実に難二相成一、存じながら遅延に相及、多罪奉二恐入一候、且、今度、筆記は容易ならざる事件に付、漫に筆記仕候事且不佞の仕義のみならず、足下の為にも不レ宜候間、とくと相考、大低下書は出来候得共、何れ一応足下に相談無レ之候ては清書出来兼申候依レ之、今一校正仕り、明日か明後日迄に武兵衛宅に迄罷越、御相談の上、清書可レ仕哉御座候、何卒俗事煩砕事の害を為し候義被二申上一世子君御震怒無二御座一様偏に御取成被レ下様奉レ願候　以上

之れは予定の著訂の提出方を小池から催促せられたに対する返信であらうと思ふ。此頃信淵は培養秘録の訂正が出来たので、其の二巻を小池に渡した、小池は非常に喜んで、之れを写し取って宇和島なる宗紀公に奉呈することを急いで居る。

其四　宗紀公の同情

此処で私は小池の手紙に対する宗紀公（在国元）の感想を紹介しなければならぬ。之れは宗紀公の、信淵の不遇に対する同情と、小池の修行に対する奨励とを意味するものである。

升庵の妻が乳飲子を残して死したる事に対しては、

誠に不運の義不憫千萬の事に候、老人の元海も心中には当惑候段と遠察候事。

とあり、予て信淵の書くべき書の封事が、下総への転住の為に或は手に入らぬかも知れないといふに対しては

兼ての密書面は何卒受取貰度事、今の時勢に不レ逢候事にても、又往々（ゆくゆく）考にも相成候段、無益ならば夫迄の事、又其内に考に相成事も可レ有レ之乎（か）と存候、可レ成少々及二延引一候ても所望被レ致度事に存候也。

とあり、信淵の窮迫を門弟共の醵金によりて救済せんかとも思ふとの、小池の述懐に対しても、

此窮迫、数々の門弟、何等と他所（よそ）人申合せ候て、手当致遣候事も出来不レ申もの乎、外門弟も有レ之候故、可なりに手当は可二相成一事の様被二相察一候也。

と心を寄せられ、小池が信淵の窮状を宗城（在江戸）公に申し上げた所から、宗城公の内々出金せられたる次第に対しては

尤の事にて、是切に相絶候ては実に往々伝来も相成兼、途中にて相廃し候様可レ至、遺憾此事に候、

段々大膳殿工夫も被レ致、別段の思慮、丁度其方考候通委細は此度被二申越一候、不レ得レ止右様被二取計一候事に候、兼て右の程に其方に修行申付、何卒国益に相成候事は弁別候様申付候処を深く被二存込一、此儘にて若し修業不二相成一様に至る時は、折角申付候事も、是迄にて相廃候様に至、其処は残念と存候処より被二取計一候措置と被レ存候、如何計於二元海一は安心可レ致と存候、於二其方一も右様有レ之候上は、此後修行心配も有レ之間敷、又外方も申出候事も愈可レ薄、何卒同門人並に九鬼様の処も貫レ之、少々宛有レ之、何等と此後落付、今日に不二差支一位に追々立直し、〔中略〕右額に相成上は可也来年迄の処は取続も出来可レ申〔中略〕於二此方一も令二満悦一候事

と、信淵にも宗城公にも、又小池にも十二分の温情を示され、小池が升庵宅へお金を持って行った時に一家挙って落涙感謝したといふに対しては、

如何安心可レ致と令二遠察一候。

と書いて居られ、培養秘録は不日謄写して差上げませうとの事に対しては、

出来次第可二差越一候、国にても追々持参の書物披見致し置かせ候、急に学及び候様には至り兼候得共、先は誠に急々少々なりとも試度と呉々存有候事とて、此書物別て見度存候。

と自家の研究と実験の態度を示して小池の勉学を奨め、更に又

修行其方へ申付、度々書物等写取、元海世話にて修行致候事故、何等と今度不レ遣候ては対二元海一心外に存候事

と、信淵の努力指導に対して感謝の意を表せられ、異日授助の事なかるべからざるを示して居らるるのである。

其五　信淵の著書の宇和島入りたりと思はるものゝ一部分

前項に書き上げた中に追々持参の書物云々とあった、之れは宗紀公が江戸を立たるる際に御持帰りになった書物といふ意味（発送は遅れたとしても）と解したいのである。小池の手控の中に左記のやうに記されてあるが、之れが即持参の書物であらう。

☆　　☆

御国へ御持参御書物控

一草木六部耕種法　此ノ本ノ種ハ　十四冊源八四冊九鬼様組〆

序目録　一　一冊

総論　一　一冊

需根　上下三　二冊

需幹　二　一冊

需皮　一　二冊

需桑　上下二　二冊

需花　上下二　二冊

需実　九　八冊

〆拾八冊

序目録ヨリ需実十三ノ十四冊若松惣兵衛所持ノ本也
需実十四ヨリ十七迄ノ四冊上ノ御本ニ合候事

右ノ内拾参巻目校正不相済ニ付追テ引替可差上事

此種九鬼様

一、農政本論　上中下　　三巻　　訂正未出来分

御手元へ兼テ差上置分

一、同序凡例　　一冊　種アリ

一、同初編之上　　一冊　種アリ

右校正後の御本也

此種源八

一、経済要録　　七冊　此本総衛所持

内

二巻目一冊　御曹司様御手元へ上リ居候

此本改正ノ方ニテ種ニ不レ及

一、土性弁　　二冊　此本総衛所持

右訂正未出来分　但校正出来次第総ヨリ引替上事

此種九鬼様

一、堤防溝洫志　　二冊

右外に図解一冊　此本右同断総より可レ上事

種アリ

一、薩藩経緯記　一冊
種アリ
一、田畯年中行事　一冊
御前ヨリ御直ニ
一、物価余論　種アリ　一冊
〆参拾七冊　尤十部ノ事
八月二日差上る
二日夜上済尤御小納戸御荷物入組
一、耕種法　拾六巻目
右写掛ニ成居候ニ付一両日ノ内ニ可ㇾ上事
一、本論序凡例　一冊　御手元上リ候
一、物価余論　一冊　同断
一、経済要録　二巻目一冊
〆四冊
右差上御書物高参拾七冊ノ内未揃分別紙ニテ差上候写也
御留守へ残リ
一、物価余論訂正本　二冊
一、農政本論同初篇上巻　二冊

一、訂正以前の下巻一　一冊
一、経済要録巻の一　一冊
一、続物価論　一冊
但訂正以前先草稿の姿の本也
一、薩藩経緯記　一冊
一、田畯年中行事　三冊
但朱ニテ書直シ本也
一、土性弁校正本　三冊
但高五冊ノ内三迄
一、三銃要法論　三冊
一、実武一家言　一冊
一、垂統法講議　一冊
一、垂統泉源法　一冊
一、堤防溝洫志図解　一冊
一、巡察記　一冊

等である。まだ有るが略して置く。斯うして見ると、宗紀宗城の二公も亦或る意味に於て信淵学の学徒であると云はなければならない。天保十年といへば、宗紀公は四十八歳の年盛り、宗城公は僅に二十二歳の青年時代である。

其六　信淵、責難録と種樹園法との進献

例の大日本人名辞書の中に記されてある信淵伝中に「天保九年土方氏の需に応じ伊豆三河等の物産土性を巡察す、明年宇和島の城主伊達侯の需に応じて責難録二巻、種樹園法三巻を作る」とある。私は以下少しく此の二書に就て記さねばならぬ。

右人名辞書の記する所によると、責難録種樹園法とは、共に天保十年の著となる訳であるが、之れは誤である。責難録は実に天保十二年四月元日に信淵が直接に宗紀公に差上げたものである。徳川三百年史には明かに「天保十二年責難録を作って宇和島藩主伊達氏に献ず」とある、此の方が正しい。此の年四月廿三日小池九蔵は宗紀公に随行して江戸を去り、五月廿三日宇和島に帰着して居る。宗紀公（在江戸）は此の江戸出発に先って九鬼侯を其邸に訪はれた。左の手紙は小池が宇和島にて受取った信淵からの手紙であるが、右宗紀公が九鬼侯を訪はれた時に、信淵も亦同席して直接責難録を献じた時の事情を明かにして居る。

〔前略〕扨又四月六日　屋形様九鬼侯の邸に御光臨終日侍坐候儀、難レ有次第に奉レ存候、然る処御帰館の砌奉献候責難録の中に、松平内匠頭殿並江川太郎左衛門、土方縫之助より愚老へ入門の誓紙三通入れたる儘にて差上申候、右三通の誓紙をば、御飛脚の便に九鬼様迄御廻し可レ被レ下候様奉レ希候……（中略）酔中の大失敬実に奉二恐入一候（下略）

之れで時日は明瞭であるが、信淵が此の書の浄写を終って、之れを宗紀公（在江戸）に献ぜんとした時、其の書中

の言論が危激であって或は禍を買ふの虞があると感じた信淵の夫人渡辺氏は、信淵を諫めて「之れ迄直言の結果朋友に疎まれ、同僚に嫉まれ、災禍に罹り給ふ事幾度なるを知らず、齢七十を越え屡々飯米の缺乏を告ぐるも一に直言の結果に候はずや、言はで叶はぬ地位にあるならば兎も角、処士の身分を以て高貴の人の政事を非議し、徒らに禍を買ふて苦を受け給ふは由なき業には候はずや」と言ったとは徳川三百年史の記する処である。信淵は宗紀公の切なる希望のまゝ、藩政の是非得失に対して忌憚なき批評を試み、且つ其の改革すべきものを詳説したものであらふ、彼の決心は其の所信を赤裸に発表して寸毫憚(はばか)る所なき彼の決心は牢として抜く可からざるものであったが、宗紀公は信淵学の学徒として、且又藩政の一大更新を企図する点に於て非常なる熱心と努力とを有せられしだけ、夫れだけ、信淵の直言を容るゝ余地の大なるものを有せられた。此の後も尚引つゞける信淵の生活上の庇護者であった事は此の事実を証明することの一つである。

次には種樹園法の事である。私の見た種樹園法には、たしかに天保十四年四月廿五日といふ日附があったと記憶して居る。徳川三百年史には「天保十四年の冬種樹園法成る」云々と記して居るが私は此の冬といふ一字に疑を持って居る。とにかく人名辞書の天保十年説は誤であると思ふ。此の書は宗城公に隠居を勧めたる時に献じたものであって（此時宗城公年廿六、宗紀公の御曹司なる宗徳公は年十四位の時である）開墾の事を詳記したものである。江戸に遠からざる国に於て荒野原百五十町歩受地して、此の書記載の方法によりて殖産事業を行はば、実施より十六年目から年々七千石づゝの純益収入を得べしとの主張を書いたものである。責難録は宗紀公の需に応じて書いたもので、種樹園法は自分の発案で書いたものである、著述の動機も違って居れば、時機も亦同じでないが、共に両公にとっては重要なる書物であったに相違ない。

其七　其後に於ける信淵と宇和島藩との関係

前記に責難録進献の時を證した信淵から小池への手紙を紹介して置いた。此の手紙の終の方に左の文言がある。死に至る迄盃を離さなかったといふ彼の面目も同時に窺ふことが出来る面白い文言である。

屋形様より愚老に被二下置一候月々御酒肴料難レ有仕合に奉レ存候、毎月分けて被二下置一候儀も深き思召の御儀に奉レ存候得共（中略）云々……売払酒を買ひ申度、死期遠かる間敷被レ存候間、月を越し金高減少の上は恨を呑で泉下に可レ帰候事残念千萬也、何卒足下君侯様へ愚老愁歎の趣申上被レ下右御金一度に御下被二成下一候様被レ下度老人生涯の願也云々

之れは既記の通り天保十二年五月の手紙であって、日附は廿二日となって居る。言ふ迄もなく、天保十年升庵の妻の死去頃の被レ下金とは別のものであって、宗紀公から支給して居らるゝものである。十年十月に宗紀公が「何等と今度不レ遣候ては対二元海一心外に存候事」と書かれた事を実行して居らるゝのであると思ふ。

少し遡るが、天保十一年九月廿四日附の信淵の手紙に（小池宛）

願はくば祐三に今日五金を賜ひ之れを石川に返金せんと欲す、

昨日は遠所迄御来駕御苦労に奉レ存候、両君侯様より菱木綿三反鰹廿本被二下置一難レ有頂戴仕候、綾部に役し候事につき、貴藩君侯様度々拝領物戴き候御儀、御恩の可レ奉レ報仕度無レ之、実に奉二恐入一候次第也云々

とある、此年三月廿六日信淵は江戸を発して綾部に向ひ（之レハ宗紀公ノ周旋ニ基キ丹波綾部九鬼候領内ノ救済法ヲ世話スルノ旅行）其の六月廿五日綾部領栗村の客舎に於て此次の遊歴記事を書いて小池に報じた。此の記事は興味ある記事である。かくて彼が用務を完了して帰った後、此の手紙を書いたものであらふ。

江戸に於ける宇和島藩邸の日記に斯ういうことが書いてある。

金子春太郎（之レハ宇和島藩ノ儒臣デアル）儀浪人医師弟篠原祐三と申者儒学修業に付寄宿致候儀承届候事、

浪人医師とは升庵を指して居るのである。祐三は儒学修業の為に金子の世話になって居る。時は天保十一年十二月十一日の事である。更に天保十二年閏正月廿六日の条には

小池九蔵経済学修行筋物入有レ之、願の趣有レ之、金拾両御取替被二成下一候事、

とあり、更に又同年四月十九日の条には、

小池九蔵経済学師家御取替金願の趣有レ之承届候事、

とある。共に信淵の酒代の事ではあるまいかと思はるゝ。

越えて弘化二年四月廿四日の事であった。信淵から小池への手紙の中に、

近来水野越前侯、愚老が学御信同にて、近臣秋元宰介を以て日々御尋事有之、経済問答中の復古法を御伝可申上候御下知にて相認候処、未だ其書を差上不レ申間に、水野侯蟄居被二仰付一、是亦愁歎の次第也、右経済問答三巻を、少将様御慰に奉レ入二貴覧一度と、先づ誌上御近習衆迄指出し置候間、不レ遠御国へ相廻り可レ申候云々、

とある、水野忠邦の罷めたのは此年二月廿二日の事であると思ふ。

小池は天保十二年帰国以来再び入門の機会を得なかった、しかし書信を呈して指導を請ふ事を怠らな

かったから、所謂通信教授を受けて居たといふ事が出来やう。彼が弘化元年の五月から六月にわたる一ケ月半の江戸滞在中には積れる弟子の情を披露した事と思ふ。

家学に忠実なる信淵は又若松惣兵衛の指導にも心を寄せた。惣兵衛が代官となって領内津島組に入るを聞きたる信淵は「農政教戒六ケ条」といふ一書を書いて之れを小池に送り、若松惣兵衛をして之れを読ましめよと縷々弟子を懐ふの情を書いて居る。

弘化三年十月幕府は信淵の江戸へ入る事を許した、嘉永二年には罪を赦して自由の身とした、文化十三年の江戸払から数へると足かけ三十四年目であった。此の年六月から彼は病にかゝって食を甘しとせず、平臥酒を汲んで生を保ち、翌三年の正月、行年八十二歳高祖歓庵以来五世二百余年の家学を完成し、之れを不朽に残し、溘焉(かうえん)として永眠した。

想ふに晩年最も不遇の時代に於て最もよく彼れの援助をせられたのは宗紀公御父子ではあるまいか、而して又老成したる彼れの学を最も熱心に学ばしめ又学ばれたのも両公ではあるまいか、宇和島藩と信淵との関係は、有形的には彼の死と同時に絶えたであらふ。

嘉永三年の五月十九日の事である、信淵の子升庵は一書を小池に送った。

〔前略〕春中は椿園死去の趣御告申上候処、萬里の山海、速に御懇書被レ下、縷々の御仁言誠に如レ接レ眉、母子とも懐旧断腸仕候、将又霊前へ金子百疋御恵与被レ下、不レ残御芳情難レ有奉存候、〔中略〕近来筆耕家誠に差支、早速の間に合ひ不レ申候間、有合候陸戦秘訣上下二冊原稿同様の悪本に御座候得共呈上仕候、尚又跡より水戦の方も差上可レ申候、右陸戦秘訣には、老父自身の手も入居候に付、御笑留伏て奉レ願候〔下略〕

小池は実に、晩年に於ける信淵と宇和島藩との関係の楔子であった。隋て彼は心身両方面の努力を信淵一家に傾注することの、聽ては君家に忠節を擢んづる所以なることを知って居た。斯うした関係は不知不識の間に信淵一家と彼とを情的に結び合したであらう。信淵の死は天寿を全うしたものであるとは申しながら、小池の追悼も蓋し並々ならぬものであったと思はるゝ。

其八　結びの言葉

茲に於て私は結びの言葉一節を物しなければならない。

宗紀公の信淵を知られたのは久しい前の事であったと思はるゝが、小池若松等の入門を命ぜられたのは天保九年であって、嘉永三年正月彼れが亡くなる迄の十一ケ年の関係が特に密接であった。

幕府の財政は年と共に窮乏した、幕末に於ける全国各藩の財政も亦其殆んど総てが窮乏に苦しまざるものなかったとの事である。宇和島藩も亦此の軌の外に出ることが出来なかった。享和から文化文政に渉れる藩財政の窮乏は藩政史中の特に著しいものであった。此の間に於て領内稀有の一大風水害を受け藩庫の収入は著しく減少し、逆に、一刻をも猶予すべからざる復旧土木工事には多大の支出を余儀なくされた、斯かる際にも幕府の高圧政策は容赦なく加へられた、文化五年の朝鮮人来聘に関する費用の負担の如き、僅々七百五十両であり、しかも五ケ年賦としての上納であったけれども、当時の財政上からは重大の支出であった。

寛政十一未年以来毎年の様損毛有レ之、就中去ル亥子両年打続キ莫大の損毛、其上去ル夏度々大風雨洪水にて又々半高余の損毛有レ之、領中弥増及二困窮一工事の手当さへ支給に困って居るからとの理由を以て上納年延を願ったけれども、

右は其年限での事につき、高役国役金共年延候は難レ成筋に有レ之候間、年賦割合の通上納可レ有レ之候といふ一片の附箋を以て一蹴された。続いて文化十三年には美濃尾張伊勢方面の川々普請の手伝を命ぜられ、文化十年には上野御霊屋の普請手伝を命ぜられた、文政七年宗紀公襲封以来、鋭意此の財政の根本的挽回策に腐心せられて居た真最中なる天保七年にも、美濃伊勢川々の普請は例によって命ぜられた。之れ等の費用は毎回二万両内外の支出を余義なくされて居る。

斯かる窮乏の際に於ても村寿(六代)宗紀(七代)の両公は、先きに其の一部を発表した様に、蘭学医学の進展に深い注意を払はれた、国漢学の奨励にも疎でなかった、当然の事とは言ひながら、武備の充実と之れに伴ふ練武の事とは、幾多費用の支出を伴ふと雖も進んで之れを実行し、殊に弘化嘉永に及びては、藩領内を挙げて軍国気分の横溢して居ること歴々藩日記の上に現はれて居る。信淵学の活用は斯かる際に宗紀宗城の両公によって鼓吹された、倹約といふ消極的財政策から殖産興業といふ積極的政策に転換しなければならないといふ見地は、信淵学の研究に導かるゝ必然の行き方であったのである。随って両公の熱心振りと小池の全力を傾注して為学の一方に進んだ事も、真剣味中の真剣味であったのである。

私は久しく想って居た、此の南予の僻隅の一小藩を以てして幕末維新の際に於て彼れ丈の大貢献を為し得たといふ事は、勿論両公の賢明に俟たなければならないけれども、乍併財政上に或る程度迄の強味がなくては出来ない仕事である、宗城(八代)公奉公の裏面には必ずや宗紀(七代)公財政上の重大の力がなくてはなら

ないと、斯う思って居た。頃日信淵との関係を略知し、更に藩庁日記の山積せられたるを繙くに及んで、此の想像の誤ならざりしに逢着したかの様に思はれて欣快に堪へないのである。後日更に私は信淵学の影響が奈辺に現はれたかといふことを具体的に知り得る機会の到来することを予想して居る。

（大正十五年十月十一日稿）

(二) 佐藤信淵と旧宇和島藩の農業

菅　菊太郎

昭和十一年「経済史研究」十五巻第四号所載
日本経済史研究所・日本評論社発行

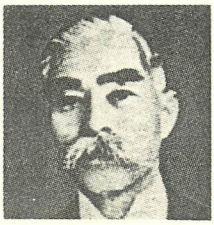

(故)菅菊太郎先生肖像

目次

一　宇和島藩主伊達宗紀及宗城……42
二　伊達宗紀時代と佐藤信淵の聲名……44
三　信淵門下の宇和島藩士と同藩主の信淵扶助　(省略)
四　信淵が宇和島藩主に進献したる著書（其一）　(省略)
五　信淵が宇和島藩主に献呈したる著書（其二）　(省略)
六　宇和島藩に於ける信淵農学の実績……48
甲　小池九蔵の米作試験……48
乙　若松惣兵衛の人参栽培及製法指導……53
七　結　論……55
八　附・関係年表……56

＝編者解説＝

菅先生の玉稿は、前掲兵頭先生玉稿後九年目に述べられたものである。その間「宇和島と信淵」を扱った他氏の研究はなく、その後に於ても特に見るべきものはない。と申すのは両先生の玉稿を越える史料の発見もなく、考察も為し得ないからである。編者もそれをよく知るが故に両玉稿を再掲させて戴くのである。

ただ菅先生の場合、目次の「三」～「五」迄を省略させていただいたのは、兵頭先生の玉稿と殆ど同じなので失礼とは承知の上、割愛し、菅先生の研究により新たに加えられた「六八」を特出させて紹介するものである。

編者は残念な事に菅先生とは御生前交際がなく、玉稿御発表の事も歿後に知ったのであり、その誌を宇和島に求めても、市立図にも伊達家事務所（伊達家史料保存所）にも蔵書不見の由であった。ためについ先年東京国会図書館で見、そのコピーを両所へお届けしたことであった。かかる不勉強な編者が了解も得ず部分割愛をし再掲させていただくことは何卒御了解いただきたい。

また菅先生玉稿の眼目となる「小池九蔵の稲作実験」と「若松惣右衛門の人参栽培事蹟」に関して、編者の所感はこの解説で述べるべきかと思ったが、菅先生の記述への所感ではなく、藩への所感であるので、拙稿は別項で若干を加えさせていただく事とした。

一、宇和島藩主伊達宗紀及宗城

伊予国宇和島藩は、元和三年伊達政宗の嫡子伊達秀宗十萬石を以て封を受けてより以来、賢明なる君主が相続いだが、第七代宗紀（春山公文政七年襲封）は特に藩政の改革更生に力を竭したので有名であった。宗紀は夙に教を碩学古賀精里に受け、資性英邁にして文学武技究めざる所なし。最も治世安民の術に長じ、領民撫育の跡見るべきもの鮮少ならずとす。是より先き天明凶荒以来風雨順を失ひ、頻年実らず、宗紀襲封の時に及びては領内一般の疲弊困憊は其極に達し、農民は耕作の余力を失ひ、土地を捨てゝ一家流亡する者年々数十戸に及び、田園荒蕪、収穫年を追て減少し、惨憺の状筆紙に尽し難きものがあった。（註一）

宗紀襲封後文政八年始めて宇和島の自領地に入国し、其現状を目撃して憂慮措く能はざるものあり。直に五ケ年間の厳略を公表し、自身平食は朝夕一菜、酒宴は肴一種を限りとし、平服には綿衣を用ふる如くして、百事質素節約を旨とし、自ら率先して其範を領民に示すと共に良吏を選びて大に民庶の救済に力を尽し、給与賑恤の途に出でた。

されども斯かる消極的方法―緊縮経済―のみにては、一藩の興隆回復は思ひもよらず。依て彼は積極的に藩内の殖産興業に着眼し、家臣の経済に長じたるものを重用して産業立国を策した。是れ佐藤信淵の経済策に耳を傾くるに至りたる所以とす。（註二）

宗紀は先代村寿の長男であって、其封を襲いだのは、前記の如く文政七年齢三十三歳の時であった。宗紀四十歳に達するも子なきを以て、其従兄弟たる旗本山口相模守直勝（食禄三千石）の第四男亀三郎（十二歳）

を以て養嗣子と定め、文政十二年四月願済の命を拝した。之より宗紀は亀三郎（後八代藩主宗城）の養育に心を致し、藩内に於ける文武練達の士岡野助右衛門を以て御附役とし、又剛毅博学の人松根図書を以て補導役とした。天保六年亀三郎（宗城）十七歳にして元服すると共に、江戸の藩邸を去って、初めて宇和島に入国した。

之より藩の明倫館に出席、安藤新助・金子春太郎以下の名流を師範とし、文武の修養日課の履修等、極めて厳格に取行はれたやうであった。是れ一に養父宗紀の指揮に出づるものであって、後ち明治維新の変革に際し、一身を挙げて国事に尽瘁したる明君伊達宗城の人物陶冶は、多く此間に玉成せられたのであった。而して宗城が這箇国事に執掌して財用窮乏を感ぜず後顧の憂ひなきを得たるものは、一に先代宗紀の賜物であって、而も其宗紀の富国策が信淵学にありしを思へば、偉人は偉人を知る—宗紀と信淵—其両者の相関事情之を推するに難からず。

（註一）今字和島藩日記の一節を見るに次の記事あり。

『寛政十一未年以来毎年の様損毛有レ之、就中去亥子両年打続き莫大の損毛、其上去夏度に大風雨洪水にて又々半高余の損毛有レ之、領中弥増及二困窮一云々』

斯かる際にも拘はらず、幕府の高圧政策は容赦なく加へられ、文化五年の朝鮮人来聘に関する費用の負担の如き、僅々七百五十両であり、しかも五ケ年賦としての上納であったけれども、当時の財政上からは重大の支出であった。而も幕府に於ては高役国役金共年延は一切許さざれば藩の財政は弥々窮乏した。

続いて文化十年には上野御霊屋の普請手伝を命ぜられ、文化十三年には美濃尾張伊勢諸方面の川々普請の手伝を命ぜられ、更に天保七年にも、美濃伊勢川々の普請を例に依て命ぜられて居る。是等の費用は毎回二萬両内外の支出を余儀なくされて居る（此項伊予史談五十二号兵頭賢一氏論文に依る）。

（註二）当年一般各藩疲弊困憊の状態は松田玄白の「後見草」等に詳述せられて居る。

当時各藩各家とも安民興復の仕法に専らなり。二宮尊徳の如きも、佐藤信淵に後るゝこと十八年にして産れ出で、既に文化十四年には小田原大夫服部家復興の業を成就し、更に文政五年には小田原侯分知宇津家采邑興復の業に従ひ、令名噴々たるものありしかば、伊達宗紀の之を知らざるにあらざるも、宗紀は二宮式の保守的緊縮経済に依るよりも、寧ろ佐藤式の積極的産業政策に依らんとしたるものなるべく、其間に両者の意気投合したるものと見るべきか。

二、伊達宗紀時代と佐藤信淵の聲名

佐藤信淵は明和六年に生れ、伊達宗紀より長ずること二四年、宗紀が宇和島藩の封を受けたる時は信淵は既に五十六歳の老境に在り、五代の家学を伝へて、幾多農政経済・農業種芸に関する著述（一信淵自ら云ふ子に至り五世家伝書都合三十六部二百十五巻あり云々一農政学解嘲）を存し、其名は宇内に噴々たりしものありしは、聡明英達なる宗紀の熟知する所にして、況んや其志藩政の改革更生・殖産興業にあるに於ておやである。

今少しく此に当時の佐藤信淵が如何なる境遇にありたるか、学者経世家として如何なる伝統、如何なる社会的位置にありたるかを叙述せんと欲す。先づ信淵が其書農政学解嘲に題するものを見るに『我家農政学は敢て其天の神意を奉り、食物衣類を豊かにし黎民（れいみん）を安んずるの法にして悉皆勤農開物の業を修め亮（たすける）二天功一の事なるを以て堯舜（ぎょうしゅん）の道と全く同じき学びなり』云々とあり、其気宇卓越自ら負ふ所の高邁なる、尋常一様の学徒と其撰を異にするを見るべし。即ち一代の儒者塩谷宕陰の如き佐藤信淵を推称し

て『天文、地理、農政、水利、軍学、火術に至りては父祖以来相伝の秘術にて、当世無類の学風に御座候』と激賞せるの偶然ならざることが知らるゝのである。

信淵の雷名が世に聞えたるは、先づ文化・文政・天保の頃を以て擬すべきか。文化七年彼が再度南総の大豆谷村に退隠せし時は、恐らく其最高峰に達したるの時か。是れ彼の著作の大部分は文政の初年より天保の初年に至る約十年間に成りたるにても知らるべし。彼が経済要録（文政十年大豆谷之融斎にて著作）の序言に言へる如く『予が阿藩の老臣集堂氏に聘せられ、海防の策を献ぜしより虚名一時に高く、諸藩の士太夫及好事の輩、日々予が家に幅輳して、門前の車馬群を為せり、予が妻なる者、予が浪人にして此の如く虚誉甚だ高きを以て不測の災禍あらんことを畏れ頻りに退隠を勧めしが故なり』云々、其当年の得意想ふべきである。

天保三四年の交、佐藤信淵は江戸払ひの禁を犯せる罪を以て、更に江戸十里四方追放を命ぜられて、武蔵国足立郡鹿手袋村に退居せざるを得ざるに至り、老措大信淵の不遇は殆んど其極に達したるが、其半面に於て、信淵の命名更に高きものあり。諸侯には家老の内に於て彼の学問に推服せるもの尠なからず、享和より文化文政に渉る全国おしなべて窮乏せる各藩の財政建て直しは、信淵の嶄新なる貨殖論に聞くべしとなし、例へば薩摩家老猪飼氏を初め其他の家臣あり、殊に島津老侯自身にも彼の「薩摩経緯記」及び「農政本論」を嘉賞して、彼に褒美を賜はりたるさへあり。又久留米藩士本庄貞吉、田原藩主と其家臣渡辺華山等も其門を叩いて講説を聞き、丹波綾部藩主は旧くより彼を尊重して眷顧を惜まなかった。其他伊勢にも彼に私淑せる門人が少なくなかった。此時に於て、夙に飛耳張目才気縦横の名ある藩主、我宇和島の伊達宗紀が拱手傍観するの理あらんや。之を前記するが如き頻年藩内の疲弊困憊を匡救

するが為に信淵学の産業立国――二ノ宮式の消極的勤倹論よりも――積極的企業論に耳を傾けんとしたるは、宗紀・宗城等の進取活躍主義に合致するものありしや論を俟たざる所である。

（註）佐藤信淵が丹波綾部郡藩主九鬼式部少輔に聘せられて、封内の産業開発仕法を建議したるとさへ（天保十一年）、実は宇和島藩主伊達宗紀の推薦に依ったものであった。之を見ても伊達侯の早く信淵に私淑するものありたるを知るべし。

三、信淵門下の宇和島藩士と同藩主の信淵扶助

宇藩主伊達宗紀公が佐藤信淵の家学に私淑傾倒したるや前述の如し。自ら宗紀は藩内産業新興又経済復興の為に、信淵の家学を研究せしむべく、其藩士小池九蔵なるものと若松惣兵衛なるものに命じ、先づ信淵の門を叩かしめた。是れ実に天保九年九月のことであった。藩命を受けたる小池九蔵は同年六月四日宇和島を出立し、七月江戸に着した。九月三日の江戸宇和島藩邸日記を見るに

（編者云。この後の菅氏記述内容は、前出兵頭氏の同一箇所と殆ど同じなので（本誌十一頁九行～三十一頁）重複をさけて割愛した。

但し、末尾の菅氏の曰くは掲載する。）

尚ほ筆者曰く、小池九蔵が果して信淵の旨を奉じて、農政教戒六箇条を、若松惣兵衛に示したるや否や、其消息を鮮かにせず。元来学門殊に経済学に於ては、小池よりも若松の方が優れて居たと見るべく、若

松は信淵に従学する以前に、既に天保七年、江戸に上り百方苦学経済学を研究して居たものと思はる。是れ次の藩邸日記（天保十年三月二十二日の条）を見て知るべし。

『若松惣兵衛去申秋（天保七年）江戸詰方罷越近来経済学修行御沙汰の趣有之永詰相成候処、諸式高値にて物入不少仕送り金申越候処、無理なる差繰を以差向被合候得ども、此節にては家内飯料差支候体に付去冬催合方へ相縋り米参俵借用故を以越年は致候得共前条の次第に付、米七俵御取替被成下度旨親類斎藤為左衛門、門多浅七より歎願申出云々（筆者更に曰く当年藩の宛行ひたる修行扶持は二人扶持なりしが、それでは不足なりしを知るべし）』

六、宇藩に於ける信淵農学の実績

佐藤信淵の門人、小池九蔵・若松惣兵衛の二人は、天保十二年正に其業を終へて、郷藩宇和島に帰省するや、藩侯の命を奉じて、藩内農業・農政の立て直しに取りかゝった訳であった。前段信淵の記述にあるが如く是等両人は門生の出色にて、草木六部耕種法には何れも会得ありたる次第なるが、帰藩後小池は主として農業技術の方面に、若松は主として農政改革の方面に心を注いだやうである。是れ偏へに両人の性格相違を如実に物語って居るものである。今夫等の事歴実跡に付本論文に於て大要を開陳し、更に後日の機会を以て細述する所あらんとす。（編者云、この細述は遂に残されなかった。）

甲、小池九蔵の米作試験

天保十四年小池九蔵は藩侯より御庭の揚げ田(註一)、七段二畝余を供給せられ、之に信淵口授の米作法を実験することになった。今先づ小池の其予定計画案なるものを藩日記より次に抜萃する（圏点句切点、振仮名等は筆者の用意と知るべし）。

『天保十四年三月朔日

今度佐藤元海より伝授致し候作方、為二御試一小池九蔵へ御庭の揚ケ田七段二畝程を相渡候間、諸事引受取計候様九蔵へ可申聞旨御小姓頭へ申聞、尤諸入用積り合大図(おほまか)左の通の旨、兼て九蔵より申出候間都合可取計旨御勘定奉行元締へも申聞事

○揚ヶ田七段二畝程耕作諸入用大図積

一、米　参十俵程
　右抱百姓二人扶持給銀、尤一人ニ付一人半分に三百五十日程の手当
一、同　五俵二斗程
　右糞二百二十荷之代、銀札二百二十匁尤一畝三荷入一荷一匁値段（？）の積にて如レ此
一、同　八俵程
　干鰯八俵代但一俵ニ付一俵引替の積として如レ此
一、同　弐　斗
　籾種四斗代尤一畝五合蒔、浮籾減共大図
一、同　三俵二斗程
　借用遣牛参拾六疋、役賃一疋ニ付銀札四匁づゝとして、百四十四匁代壱疋四畝鋤二反遣として如レ此
一、同　参斗程
　種子麦五斗代、尤一畝六合蒔の積り、減麦とも大図
一、同　五俵程
　諸道具仕成、取繕、蟲付、手入、差油、其外一ケ年不時入用大図

〆五拾参俵壱斗弱

○出来穀積

一、米　参拾九俵弐斗弐升　但廿二盛之実熟として七段弐畝歩惣高

一、麦　参拾壱俵参斗六升　但十八之盛として右同断

右二稜取束〆七拾壱俵弐斗程

右元入に差引残　麦十八俵一斗　但麦、米立用として右の通故値段高下有之事故実ハ是程残にハ不二相成一候へ共、取合て高差引の儘如レ此

右の内

拾俵参斗二升　年貢十五盛の地として四公六民御定七反二畝分大図　全く残　七俵一斗程

一、右之積ハ培養も十分に手当致し、実熟も十分に出来立の処にて如レ此故、天災等其外少し考違出来候ハヾ一向無益之耕作とも可二相成一、坐上の積如レ此、

外に鍬二挺、鎌二挺、籾どほし二ツ、竹ざかけ四ツ、筵十五枚、籾すり臼一つ、糞荷桶二荷（棒共）、同大溜桶二ツ、同杓大小二本、鋤一挺、ほころ二荷、台がら臼共一宇、□□へ二ツ、麦こぎ一宇、

右之品初発に出来不レ申候てハ不二申候てハ不二相成一事、

一、右之外にも何等考落も可レ有レ之、何分手始の上ならでハ十分積り合相立兼候事

一、前々有之元入米ハ銀米之内にていづれぞより時々通ひ受取等に自由きゝ候様被成下度候事

一、稜々代積り等何分丁度之処不二相分一大図之考に付決して増減も出来可レ申事』

（註一）御庭の揚ゲ田、旧藩政時代藩主の行楽地たりし天救園（現存）西の塀より直線に北へ、今の宇和島中学校々庭の最北端迄を西廓とし、之より現在の侯爵邸ハ勿論図書館前の御殿町一帯を東廓として、全部が藩主邸敷地なりしが、其所謂揚ゲ田の部分ハ今の中学校と天救園の中間に当る田地とす。

（註二）三百五十日の算出方（筆者按）――一人扶持ハ一日玄米五合なるが故に二人扶持と云へば一日一升、一年分三石六斗五升（一年三百六十五日として）、之れを四斗二升俵に換へると八俵と二斗九升とす。当時銀札一貫目が銀六百三十三匁弱なるが故に、本文の銀三百五十目ハ銀札に換へると凡そ五百五十三匁となる。さて当時米一俵の代ハ銀札にて四十匁なりしが故に、八俵と二斗九升の一人半分即ち十三俵と一斗五升の代銀ハ凡そ五百三十目と計算されるべし（三匁は切捨となるべし）。

宇藩制度一俵四斗二升入

米一俵代銀――銀札四十匁の出所

天保十四年十一月藩主の菩提寺龍華山等覚寺記録に依る

一銀札六十二貫何百……

米にして千五百五十五俵何斗……（即ち一俵に付銀札四十匁の割）

（註三）盛　廿二盛は即ち一畝歩の収穫二斗二升、十八盛は同じく一斗八升と心得べし。

（註四）ほころはほごろにして、奁のことなるべし、伊予越智郡方面にてハほぼろと云ふ。一宇は一切又は総て、皆と云ふに同じきか。

右小池の米作予定計画案が実施せられて、其成績は如何なりしか、是れ毎年発表せられたるものと思はるれども一々見当らず。依て藩日記に依り弘化三年の記録を次に摘録する。

『弘化三年七月二十七日

経済学作方為試御庭新田御旗組の内、岩太郎と申者持分の内、田七段二畝歩、去卯春引（註一）上、小池九蔵へ被相任御元入被成下、致差配米麦作試之処、何分反畝少く御元入に難引合御費筋にも相成、

右は全く耕種培養之不レ宜場より御損失相成候訳にハ無之、抱百姓給米農具損料等に余計相掛り且初発之儀諸事仕込にも過分に相入候に付、御元入に不引合候得共、今一町半二町位も増被二相度一候ハヾ僅に御元入増にて、出来穀は莫大相増候故、屹度御為筋に相成候ニ付、御庭新田一宇御任被下候ハヾ相定御作事年貢道繕ハ申迄も無之、右之外余分に年々十俵づゝ上納致度此儀難二相成一候ハヾ一向被二相止一度段兼て九蔵より伺出、先前体相心得候様申聞置此度是迄之収納米穀と御元入銀札致二差引一差出候様及沙汰候に付、大図左の通銀札一貫百四五十匁御損失に相成、何分是迄被相渡候田地のみにてハ引合候事に無之候間御庭新田一切被二相渡一候ハヾ、年貢等相定分の外米十俵づゝ別段に可レ致二上納一、其儀御吟味不被二相遂（とげ）一候ハヾ、一向御試作を相止度旨九蔵より伺申出候ニ付、吟味の上当稲作取入銀にて御試作被相止候間、其旨相心得候様伺書に附紙（つけがみ）を以て申聞御勘定奉行元締承処も申聞事

一、銀札壱貫八百弐拾目

右卯辰両年（註二）御元入高

一、米　九拾五俵弐斗参升

一、麦　参拾八俵五升五合

一、藍　参拾五貫目

一、蕎麦　参斗五升

右四稜（かど）初発より当春迄収納総〆高

右之処へ

一、米百弐拾九俵三斗三升八合七勺五才

右卯年より巳冬迄参ヶ年御作事所年貢御庭道繕入用割抱百姓給米共
右之通米出来高より参拾四俵一斗八合余払過ニ相成候処、是ハ麦・藍・蕎麦・麦粟等売払米不足之処へハ代銀札払ニ取計一切相済大凡格別之出入無之位之処ニ御座候
一、銀札　六百七八十目位
　右此節有銀札払残麦代粟代等大図当年中ニ元へ可相加品〆高
　右ヲ元入銀札ニ差引壱貫百四五十目不足
右不足分全く初年より当年迄四ヶ年之間に御元入損ニ相成候姿ニ相見申候、右之通大図之差引ニ御座候委しき儀ハ篤と元払取調候上ニ無御座候てハ難ニ相分一御座候以上。』

（註一）去卯春ハ天保十四年の春。

（註二）卯辰両年即ち天保十四年と弘化元年との両年間資本を注入したるを指す。

之を要するに小池の米作法は試作地狭小の為め勘定の上より終始償はず、不成績に終りたる如きも、米作に対する肥料として干鰯の使用法・籾の薄蒔法及び新に裏作として宇落地方に藍・蕎麦の栽植を試みたる如きは、前後四ヶ年に亙る小池の実験上苦心の存する所にして決して無用なりとはせず、当年地方農業の改良に好模範を垂れたるものにして、正しく信淵農学の余沢と見られるのである。

乙、若松惣兵衛の人参栽培及製法指導

小池九蔵及若松惣兵衛が信淵の門を辞して（天保十二年）、帰落するや落主の為め、落内農政改革に献替する所尠なからざりしと雖、今記録の上に其全部を徴することが出来ないのを遺憾とする。其当年若松

惣兵衛が直に地方の新農産として伝へたるものは、信淵より親しく伝授を受けたる人参栽培であったやうである。其成績に就て藩庁も亦見る所ありて、地方産業の一助となさんと欲し、先づ若松惣兵衛を以て、藩内津島組(註一)の代官たらしめ、組内の農政改善と相俟って専ら人参の栽培指導に当らしめたのであった。

是に於て惣兵衛大に意を決する所あり、自己は固より部下の代官手附某などを組内の各村へ出張せしめ、人参植附方の斡旋指導に努力する所があった。自ら弘化五年には相当好成績を収め、藩は代官手附某に銀三両を賞賜した程であった。後嘉永元年津島組内御内村槙川に栽植したる人参の如きは格別其成績良好なりし為、代官若松惣兵衛は特に該植附世話役等を同村へ派遣し、其種子採集及び下種等に付指導を怠らなかった。独り御内村のみならず、其当時津島組（十八ケ村）は各村共に盛に栽培したるもの丶如く、同年七月に組内の庄屋全部へ藩の賞賜あり。更に嘉永三年（十一月）に及び、人参はいよ〳〵藩内全般に蕃殖し其成績顕著なるを以て、代官若松惣兵衛の差配方宜しきに職由するとなし、藩主（宗城公）は手書を以て之を賞し、併せて木綿一反を賜はった。是れより世人若松を以て人参代官と綽名するに至った。

人参代官若松は之より先き、野村組(註二)代官に転任したのであったが、又野村組に於ても人参栽培を奨励した。而して津島組にては若松の後を継ぎたる代官森田市左衛門も亦其栽培製法の奨励を怠らざりし為め、嘉永四年（十二月）同人へも藩は木綿一反を賞賜せられて居るのである。

若松惣兵衛は野村組転任後に於ても、相当人参栽培の差配に努力せるものあり、当時宇藩人参産額は莫大に上りしが為め、若松の功績大なりとし、萬延元年藩主（宗徳公）より更に賞賜を受くる所があった。

（註一）津島組ハ戦国時代津島弥三郎越智通顕の領地（知行高九千七百七拾四石二斗二合）を指す、十八ケ村、高田、上畑地、

下畑地、下灘、大道、御代川、岩松、山財（風部）、御内、秀松、岩淵（芋地谷）、野井、槙川、近家、北灘、祝森、東三浦、西三浦（秀松ハ今増徳、野井は後祝森に属す）

（註二）野村組ハ戦国時代宇津宮左近亟乗綱の領地（知行高千九百七拾九石二斗九合）を指す八ケ村、野村、片川、次ケ川、平野、高瀬、家路川、四郎ケ谷、河西（家路川は後伊予地川に改め又宮野川に改む、次ケ川は維新後片川に属し、河西は四郎ケ谷に合せらる）――宇和旧記に依る。

宇和島吉田両藩法二十一ケ村とす、曰く、栗木、西、釜川、鎌田、蔵良、中通川、前石（大暮）、阿下、野村、片川、須ケ川、平野、高瀬、伊予地川、蔵（白髪）、鳥鹿野、林乗、広田、長谷、四良ケ谷、河西

七、結　論

佐藤信淵の嗣子升庵が物したる佐藤家譜略記（安政六年）に依る時は、寛政四年津山より、長崎御奉行平鹿君に従ひ長崎に至り、翌春長崎を去て、西海諸州を巡覧し、豊後より伊予に渡りて南海諸国を遊歴す云々とあり。されば其旅次信淵が足を我宇和島藩の地に容れたることは明らかにして、其節仔細に宇和島農事を視察したることは、後ち（弘化二年）其門人小池九蔵・若松惣兵衛に与へたる農政教戒六箇条の内容中に、特に宇和郡大森城主土居清良の家臣松浦宗案なるもゝ農事丹精の事歴を述べて、其農書親民鑑月集（信淵は本書を手写せり、今織田完之の子孫に伝はる、筆者亦之を一見したることあり）を以て、宇和島農業の模範と為すべしとの訓戒を与へたるに見ても、宗案の農書と宇和島地方の風土を対比研究する所ありたるを知るべく、自ら信淵が宇藩出身の両門人（小池と若松）に農事指導の口授筆授は頗る適切なるものありしを思はざるを得ず。

況んや信淵は宇和島藩主（七代）伊達宗紀の憧憬禁ずる能はざりし当年の大経済学者たり、為に宗紀は終始信淵の逆境に同情し、特に晩年の窮境より之を匡救するが為に百方授助を与ふるに吝かならざりしは、本論文に詳述する所にして、其懇情到底他の藩侯の企て及ぶ所ならざりしが如し。自ら信淵たるものも宗紀の厚意に対し感激措く能はざりしものあり、彼が五代の家学を傾け勧農開物の道を講明して宇藩興復の為に尽す所あらんと誓ひたるは偶然ならざることゝ云ふべし。

自ら宗紀は先づ藩士中の逸足小池・若松を入門せしめて、信淵農学の伝授を得せしめた。二藩士居ること三年業成て帰藩の後も、絶えず通信教授を受けたが、信淵も亦伊達侯の恩顧に対し、一念報謝を期し、嘉永三年病歿するに至るまでも孜々として指教を惜まなかったのであった。されば幕末の宇藩農業の全面に亙り、信淵学の応用実績は、固より余が本文に於て記述したる範囲のものに止らざるや明らかなり。又自ら其資料も乏しからざれども奈何せん、本論文は紙数に限あるを以て此に擱筆し、僅かに其全貌を一瞥したる程度に止むるものである。読者之を諒せよ。

本論文関係年表

明和六年　一七六九　（六月）佐藤信淵出羽国雄勝郡西馬音内（にしもない）郷に生る。
天明七年　一七八七　信淵、津山藩一件に関与す。
寛政四年　一七九二　信淵（二十四歳）九州・四国・山陰の諸国を歴遊す。此行九州より宇和島に来る○（九月）宇和島藩第七代伊達宗紀（むねただ）生る。

寛政十年　一七九八　信淵(三十歳)上総国大豆谷(まめさく)村に潜居して耕種樹芸の農事精究。
文化三年　一八〇六　信淵(三十八歳)江戸に帰り京都柳町に外科医を業とす。
文化七年　一八一〇　信淵再び大豆谷村に退居す。
文化十二年　一八一五　信淵(四十七歳)日本橋区富沢町又浅草辺に転々僑居す。
文化十三年　一八一六　信淵神道の事に座し江戸払の罪に処せらる。
文政元年　一八一八　(八月)伊達宗城(八代宇和島藩主)生る。
文政五年　一八二二　信淵(五十四歳)又上総国大豆谷村に隠棲す。
文政七年　一八二四　(九月)宇和島藩主伊達宗紀襲封、侍従遠江守に任ぜらる。
文政八年　一八二五　伊達宗紀始めて宇和島に入封、農民の疲弊を見、五ケ年の厳略を公表。
文政九年　一八二六　(正月)小池九蔵等に講書被仰附。
文政十年　一八二七　信淵経済要録七巻を著わす。
文政十一年　一八二八　(四月)伊達宗紀其従兄弟山口相模守直勝第四男亀三郎(宗城)を養嗣子と定む○信淵経済提要二巻を著はす。
天保三年　一八三二　信淵(六十四歳)(閏十月)江戸十里四方追放申付られ武州足立郡鹿手袋に退居○信淵草木六部耕種法二十一巻を著はす。
天保六年　一八三五　伊達宗城(十八歳)元服宇和島に初入国。
天保七年　一八三六　若松惣兵衛、宇和島藩邸江戸詰となり経済学修行。
天保八年　一八三七　信淵(六十九歳)三河国田原藩主三宅土佐守の招請に応じ耕種法講明。
天保九年　一八三八　(九月)伊達宗紀家臣小池九蔵・若松惣兵衛の両人を信淵の門に入れ家学を学ばしむ○(十二月)宗紀左近衛権少将に任ぜらる。

天保十年　一八三九　信淵(七十一歳)田畯年中行事二巻を渡辺華山に贈る○(九月)信淵は門人小池九蔵を介して、天明年間の津山藩弊政改革秘話を参鑑の為、宇藩主宗紀世子宗城に献ず、又培養秘録を献ず。

天保十一年　一八四〇　信淵(七十二歳)宇藩主伊達侯の勧めにより、丹波綾部藩主九鬼式部少輔に対面、封事を上り封内の産物草綿・煙草・蒟蒻の栽培を説く○信淵伊豆韮山代官江川太郎左衛門に書信す○信淵農政学解嘲を著はす。

天保十二年　一八四一　信淵(七十三歳)(二月)責難録二巻を伊達宗紀、宗城両公に奉る、○(五月)信淵門人小池九蔵、若松惣兵衛業成て宇藩に帰る。○宇藩人参栽培を始む。

天保十四年　一八四三　(三月)宇和島藩信淵学実験の為小池九蔵に揚ゲ田七段二畝歩の試作地允許○信淵七十五歳

弘化元年　一八四四　(四月)種樹園法を伊達宗城に上る。

弘化二年　一八四五　(七月)伊達宗紀(五十五歳)退隠、八代宗城(二十七歳)襲封、宗紀ハ伊予守宗城ハ遠江守に任ず、○(五月)小池九蔵江戸に出で信淵を温問す。

弘化三年　一八四六　若松惣兵衛守藩津島組代官となる(後ち同野村組代官)○(七月)信淵農政教戒六箇条を小池九蔵に与ふ。

弘化五年　一八四八　(七月)小池九蔵信淵学(農業経済)応用の試作地成績発表。

嘉永元年　一八四八　人参栽培に功ありたるもの賞賜せらる。

嘉永三年　一八五〇　御内村槙川人参栽培成績優良に付組内庄屋等に賞あり○(十一月)物産改め。

嘉永四年　一八五一　(正月)佐藤信淵江戸柳町寓居に歿す　○(四月)人参栽培に功あるものを賞す○(十一月)人参栽培及製法指導の功を以て若松惣兵衛を賞す　(五月)宇藩庄屋中に対し奢侈を警め農業出精すべきの令を出す　○代官森田市左衛門人参栽培及び製法指導の功にて賞せらる

安政二年　一八五五　若松惣兵衛宇藩経済辨を著はす
安政三年　一八五六　（三月）浦方より山手に入百姓を為すものに仕成料を給するの令あり　○宇藩物産方役所を創設
安政四年　一八五七　農事出精のもの若干名を賞す
安政五年　一八五八　（十一月）宗城公（四十一歳）退隠、宗徳（九代）封を襲ぐ
萬延元年　一八六〇　若松惣兵衛人参栽培差配向に付賞せらる
慶応元年　一八六五　（正月）物産方に大改革を行ふ、製蠟者に資本を貸下ぐ
明治廿二年　一八八九　（十一月）伊達宗紀齢一百を以て薨ず
明治廿五年　一八九二　（十二月）伊達宗城（享年七十歳）薨ず

本論文参考書目

宇和旧記○宇和島吉田勧業制度○北宇和郡誌○鳴鶴余韻○宇和島吉田両藩誌○宇和島出産考○宇和島藩邸日記○伊予史談（五一号・五二号）○伊達宗城公（兵頭賢一）○宇藩屯持制度（小野武夫）○徳川三百年史（長田偶得）○大日本人名辞書○佐藤信淵集（大川周明）○歴史公論（三巻九号）○日本精神講座（十二巻）○佐藤信淵家学全集（瀧本誠一）○佐藤信淵家学大要（織田完之）○農事参考書目解題（農商務省）○其他佐藤信淵著作「農政学解嘲」「農政教戒六箇条」「責難録」等の単行本所蔵本数十種略之

（昭和十一年三月十日記）

(三) 国元宇和島藩に於ける信淵農法技術の実施に関する所感

川越重昌

A

兵頭・菅両先生は信淵の宇藩農政に及ぼした影響は甚大と評して下さったが、確かにその通りとは思うが、今にして思えば多少残念な点を感じる。特に小池の稲作試験に就てである。

小池が信淵へ入門したのが天保九年、業成って国元へ帰ったのは同十二年。十四年には試験田開始。四ケ年の試作で閉鎖。その四年後には信淵は歿した。

その原因を試験田面積が狭かったように述べられているが私にはそうは考えられない。

試験目的が藩領稲作の技術改善への試験であるならば、平均稲作地帯へ試験田を設けるべきで、藩主居住の御庭へ、そして海浜の土地は不適当であった。

宇藩の稲作地帯は今日の測量部五万の地図でみても、殆どの水田地帯は、流域も狭い高串川、須賀川、野川、薬師谷川、来村川といった山谷いの谷川の岸に分散している。又海岸平野も猫の額(ひたい)である。

藩主特段の心入れから御庭の田を使わせたろうが、全領の田圃と比べて極めて特異な、しかも海浜地。

信淵の農村指導の目玉は、既に宇藩へ二種類の写本で差上げている「田畯年中行事」には田畯官（農村指導者）を育成し、百姓の間に生活させ、率先指導するにあった。

試験田は百数十年前に埋立てた土地のようだが、台風の通り道、塩害はぬぐえる土地ではない。埋立地の土性にも問題はあった筈、信淵の「土性弁」にも（既に宇藩へ呈していた）この種の地は問題の多い土地故、色々の土地改良法を述べられている。

水利でも神田川から引水し、城下町を流した生活用水の末流を用いたろうが、海水の逆流が入りこむ心配もあった筈である。

稲作ではなかったが幕末の鹿児島藩営の硝石（えんしょう）人造場が、やはり塩害は共通だったので、初めの位置を捨てて他へ移したが、新しい場処も海から少しはなした数百m の奥地だった。川水を多く使用するたの多くの海水防ぎの工事を加えている。（拙稿、鹿児島藩作硝場の復原に詳細）

次は計画書にみる肥料であるが、「糞」「干鰯」が述べられている。確かに信淵も「培養秘録」（これも宇藩へ届ずみ）に、共に最高の肥料とは述べているが、そのためには作り方を詳しく述べられているが、それを不用意に用いると「其の効のなきのみならず、却て害をなす」ともある。計画書には初年度からそれを用いている。

当時の入門という事は、師の著述の写本を得る事であったから、試験田として四年では研究年数が不足ではなかったろうか。

信淵の生国にしても、常住地関東にしても、五万地図の全部が水田地帯の珍しくない土地と比較する事は、自体罪なことではあるが。

計画書も、そこに田があり、稲を植えると、そして良い肥料を用意すると、すぐ翌年から良い収穫が得られると考えてか、どちらからみても当時意欲ある侍にしてこの通りである。

宇和島城下町の浜御屋敷（稲作試験田Ｂ）位置

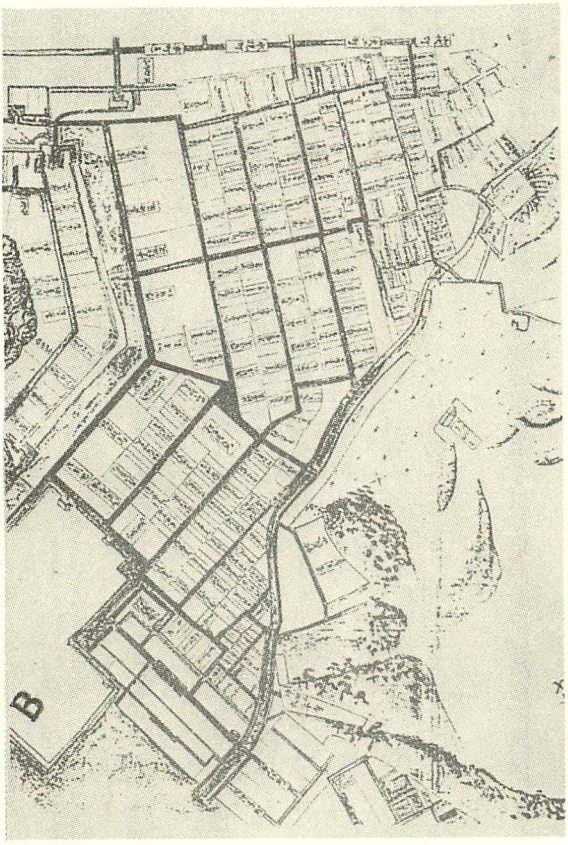

元禄十六年図、宇和島城下

稲作試験田は天保14年からだが，その頃の地図はない。

① 試験年から140年前の元禄16年図での位置はＢである。埋立の浜屋敷。

② 試験年から150年後の平成５年５万分１図での位置は左図のＢである。

③ 試験年の頃，海迄の距離は推定で300m位か。

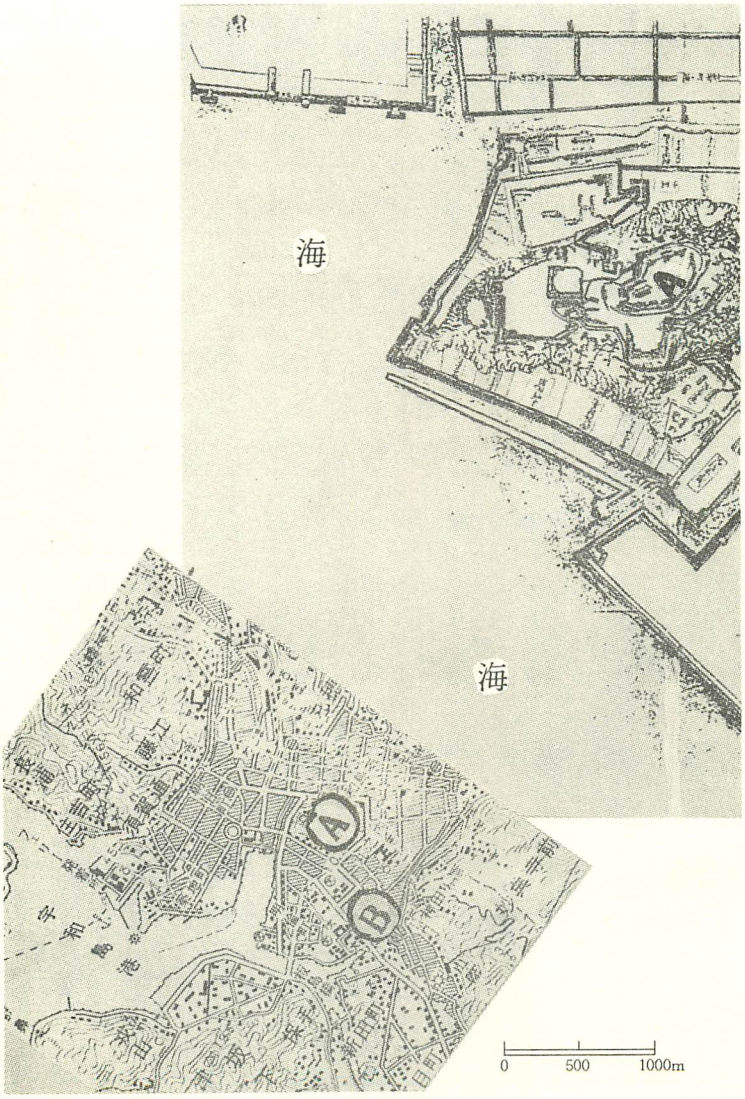
海
海
A
B
0
500
1000m

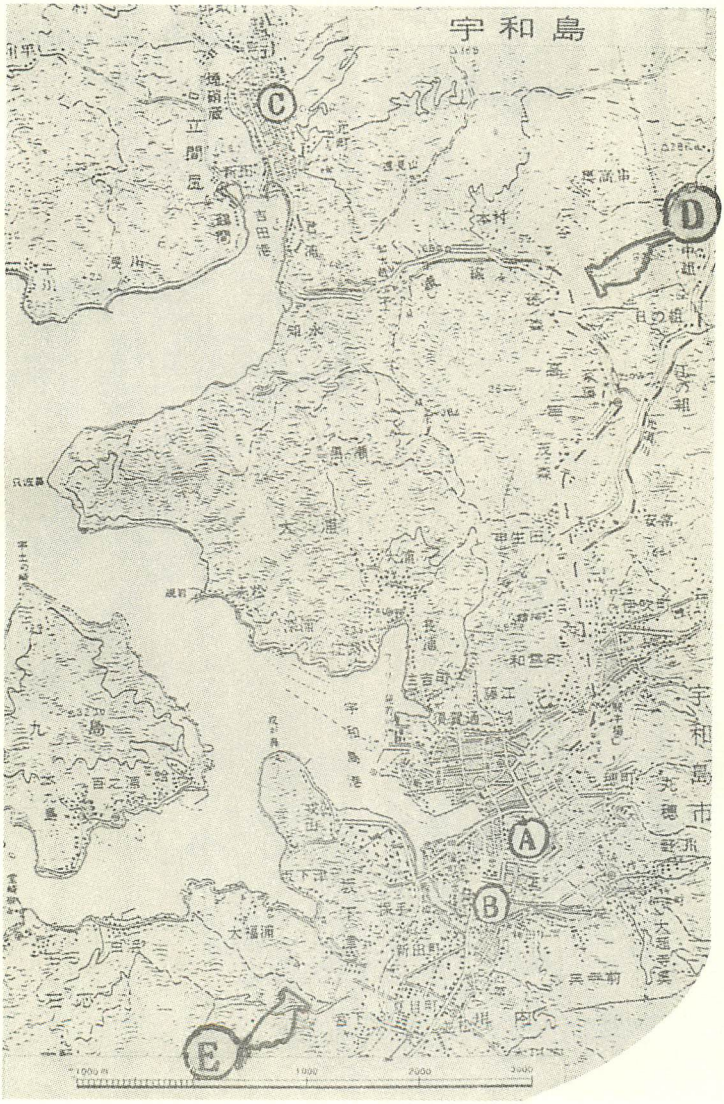

人参栽培はD・E方向の村々である。

信淵は宇藩への改革教書（津山藩改革秘話）にも述べているように、当時の侍が平時になって二百年たっても未だ「一人敵を倒すこと」を侍の本分とし、「農事は百姓をしぼることを農政と考えては不可」と進言しているのに、その味読はむずかしかった事は、独り宇藩ばかりではないが時代は未だ「武」の時代であった。

一言で言えば、農事改革を尊重故の思いやりの強い、過保護故ではなかったろうか。

B　人参栽培に就て

某研究家は述べているが、小池は学力が低く、若松は学があった。だから人参栽培は大成功した。と、これも私はそうだったとは思わない。

信淵の人参、特に朝鮮人参の栽培法に就ては、既に宇藩へ届けてある「草木六部耕種法」に詳しく述べられている。一口に言うと朝鮮人参は天候の寒冷地方が適地だと述べられている。ともかく二三を紹介すると、朝鮮人参は秀吉の朝鮮侵入後、初めて朝鮮人に依って入ってきたもので、後、家康は朝鮮と同じ北国の仙台藩と秋田藩へその種を与えたという。が、信淵の時代では仙台でも秋田でも朝鮮人参の声は消えてしまい、秋田では信淵家で自家用に作っているだけだとある。朝鮮人参は「気候の常に冷たい所を撰んで作るべし」等々詳しく作り方が述べられている。信淵が他国での人参畑を実見したのは十五歳の時父と共に止宿していた日光社家の畑で始めて見ており、「耕種法」にも、これ等の地での法が述べられている。宇和島へ信淵が栽培をすすめたかは証することは出来ないが、医者であるから当時の

第一貴薬朝鮮人参を着目し、出来るなら各地へとすすめる事は人情であろう。

信淵家には「気候審験録」という秘書があった。農事気象学の最初の本とみてもおかしくはない。本書は地球赤道を〇度として北極へ向けて二十四の緯度による気候分割をし、これを「天正の気候」と呼び、山岳、海流によって同緯度の地でも気候の温暖が異るので、天正の気候を地勢によって修正を必要とするというもので、人参は十八番の気候に適していると。十八番とはその書の表でみると、箱根・弘前・江左志で、伊予は第八番、九番にまたがっている。番号の小さい程赤道に近いが、各番が等距離ではない。現在の緯度ではない。

この気候区からみて宇藩に人参を奨励したとは思われないが、ただ地勢に依っては異る。即ち山岳地の北側、谷間の底といった冷地には、培養法を工夫すれば可能であるから、朝鮮人参は高価品であり、多量に産してないから価が高かった。

信淵の農法の今一つの法は、決して米作にこだわるなと云うことで、宇和島藩主の紹介で綾部藩の産業改革に、同地全域で行った指導法は、稲作はむしろ廃して木綿作りに改めることにあった。これは藩主を先頭に大成功するが、この場合のねらいは換金農法の奨励で、稲を止め木綿に改め、綿を大坂へ出し、地方から米を積んできての帰り船へ綿を売ると、米の代より三倍の金が入る。誰れにも皺寄せする事はないという考え方であったが、これは大成功している。この事に就ては、後刻「綾部藩と信淵」を現地史家稿を本冊子のように編集したいと考えている。

こうした換金農法の一つとして宇藩へ人参をすすめた事は考えられるが、若松の人参は独自な発想とは思われない。元々宇和島には無い産業であり、信淵は身を以って体験しているからである。

さて若松惣兵衛が人参を栽培したのは殆ど小池と同時期のようだが、地方農民の間に試行した事と、稲作の出来ない山地北面へ植栽した事が効を奏したものと見られる。

栽培法に就ては草木六部法に詳しいが、二三を引くと「高山の北陰なる太陽の光映至らずして中候の常に冷なる処を撰んで作るべし」とも「古来山野の黒墟土がよい」ともある。

黒墟とはボクボクツチ又はノヅチと呼ぶもので、「霜の下るに及では、草茎・木葉皆悉く枯れ死して雫落し、腐落ちて土の如きもの」で「久しく耕さざる土地」と述べ、墟土七種の中で、六等という下位土としている。

今宇和島の五万分の一の図に見ても、そのような地は掃いて捨てる程ある。しかも「謾に糞汁等用ゆべからず、用いると必ず諸虫を生じ云々」とある。勿論手入、管理は必要であるが、百姓にとっては田畑が減るわけではないし、どの家も裏はすぐ山。それに朝鮮人参の値は高く、自分でも使えるとあっては、皆大喜びで植栽にはげんだ事ではなかろうか。

これが若松成功の基で、その後信淵病歿の嘉永三年には、若松は二度も人参故に受賞している。

しかし現在迄続いていないのは西洋医学の進歩と他にもっと気候に合った福島県、長野県、島根県に栽培され、宇和島では昔植栽された事すら知る人は郷土史家だけのようである。

さて、小池・若松の両結果に対して、門弟としての資質を問う後代の研究者の評は、それは誤りである。

当時代の入門とは、師の著述の写本を得る事で、内弟子となって技術を学びとる法ではなかった。例えば賀茂点淵と本居宣長は唯一夜の面接、数多い平田篤胤の門人も一席の面談。信淵への入門書を差出

した江川太郎左ェ門も殆ど同じ。

又砲術家の場合もその秘伝目録を分割して授与を受け、後日それらの写本に依って師説を自学するにあった。

小池・若松又同じである。単的に言って、宇藩へ信淵著述の写本入手の使役であった。

その後宇藩では、信淵諸書を熟読する事なく、結果としての増収に走り、稲作・人参造りとも深い関係をもつ「土性弁」、「培養秘録」、そして「草木六部耕種法」の書を得ているのに、やはり侍農法。

稲田試験と人参造りを逆に任命しても結果は同じであったろう。両人の成功不成功は全く「運・不運」であった。

（平成七年十二月二日記）

(四) 瀧本誠一博士編「佐藤信淵家学全集」上中下三巻の意味と影響

川越重昌

(故)瀧本誠一先生肖像

目次

A 瀧本誠一博士（経済学史のパイオニア）……南予の群像…70
B 佐藤信淵家学全集上巻「小引」二（全文）……瀧本誠一……74
C 家学全集（三巻）の出版意味と影響……川越重昌……78

＝編者解説＝

本冊子は既研究諸先輩の玉稿を再掲し「宇和島藩と信淵」を明かにする目的なので、私の稿の中に引用させていただく分も、既に公刊されている分は、そのまま初めに再掲させていただく。

A　瀧本誠一（経済学史のパイオニア）　「南予の群像」より

安政四年（一八五七）宇和島市生まれ。『東京公論』主筆として活躍、かたわら日本経済学史を研究、『日本経済叢書』を刊行、江戸時代の経済、社会思想関係の学者、著作を紹介、日本経済学史のパイオニアとなった。昭和七年没。

『瀧本博士をおいて日本経済学史は語れないね。江戸時代の経済思想を紹介、安藤昌益たちの著作を『日本経済叢書』三十九冊、『日本経済大典』五十四冊にまとめて出版されたのは不朽の業績と思う。日本経済学史のパイオニアといえよう。しかも独学だ。若いとき新聞記者をしながら、資料集めをし研究を続けられたのだからたいしたものだ』

松山商大経済学部の上田（あげた）藤十郎教授（一九六五）が京大で経済史を専攻していたころには、誠一は慶応大学の教授をしていた。したがって面識もなく、直接教えを受けたことはないが、同じ研究の道を歩むものとして尊敬しているそうだ。東大名誉教授大内兵衛博士も『経済学五十年』、京大名誉教授本庄栄治郎博士も『江戸、明治の経済学者』の中で、誠一の業績を高く評価している。

誠一は江戸麻布龍土町にあった、宇和島藩邸で生まれた。これをたいへん誇りとしていたという。『ワシは槍一筋の家柄だ』が口ぐせ。東京高商の福田徳三博士をつかまえて

『古着屋のせがれに封建制度のことなどわかるか』と、評したという話もある＝（野村兼太郎著〝滝本誠一博士〟から）。福田博士は河上肇博士とともに、誠一のしごとを早くから認めた人。日本経済叢

書の出版にも骨を折ってくれた当時の経済学界の大御所だ。その人にたいしてもこれだから、士族出だという気位がいかに高かったか知れよう。

誠一は明治五、六年ごろ、中上川彦次郎について英語と経済学を学んだ。中上川といえば『時事新報』の創刊者であり、三井財閥の大番頭、明治五年、宇和島城下に招かれ、教べんをとったことがある。江戸上屋敷で生まれた誠一は、いったん帰郷していたとみえる。誠一の学歴はこれだけ。このあと和歌山の自修私学校で英語教師をしたこともある。ついで『神戸又新日報』の記者となった。後藤象二郎の大同団結運動に共鳴、後藤について東北地方を遊説してまわった。『又新』で働いているうち『朝日新聞』の関徳に認められ、『東京朝日』にはいった。ついで朝日系の『東京公論』の事実上の論説責任者となった。

このころ誠一は、同郷で新聞界の大先輩末広鉄腸を『東京公論』に入社させるのにひとはだぬいでいる。『朝野新聞』が改進党の機関紙化しているのを帰朝後知った鉄腸は悶々の日を送っていた。誠一は社長の村山に鉄腸を推薦した。村山はなかなかウンといわない。誠一はそれを押して鉄腸を主筆に迎えた。だが、鉄腸は自分の政治理念を主張するのに、急なところがあった。『東京公論』の編集方針にあき足らない。わずか数十日後、自ら主筆の地位を去った。

そうなると、誠一は責任を感じずにはいられない。論説欄を一手に引き受け、健筆をふるった。当時、条約改正問題がやかましくなっていた。立憲改進党の大隈重信外相の改正案が『外人の内地雑居の容認』と『外人法官の採用』の点で、国民から総スカンを食った。反撃の急先ぽうは、反対運動に参加するため官報局編集課長をやめた陸羯南が主宰する『日本』、『東京公論』がこれに続いた。誠一は鋭い論陣

を張った。『日本の法律は外国人の手中に成るや』＝明治二十二年六月九日＝、『廟堂一人の愛国者なき乎』＝同七月二十四日＝などが評判となった。

外務省にも飜訳局長の小村寿太郎（日露戦争当時の外相）などの反対派がおり、大隈らの秘密情報は誠一らにつつぬけだったという。同年十月十三日、政府はついに『東京公論』に発行停止を命じてきた。しかし、屈辱的条約改正案に国民の憤激は高まる一方。十月十八日、大隈外相は玄洋社員に爆弾を投げつけられて片足を失い、改正案は流れてしまった。不平等、国辱的な安政条約を段階的に対等条約にまで持っていこう——という現実論が大隈外相の考えだった。が、日清戦争を前に盛り上がってきた国粋主義、民族的自覚から国民は、対等条約を切望し、誠一たちはそれを代弁、大隈案に反対したわけだった。『日本を一人前の国家』として世界に認めさせようという誠一たちの念願も、大隈外相の考えのとおりなかなか実現はむつかしかった。明治四十四年、やっと小村寿太郎によって完全対等条約が結ばれた。

誠一はそのころ、すでに日本経済学史の研究をはじめ、資料集めに手をつけていた。大正三年には同志社大学教授になった。独学で大学教授になったものは少なかろう。

『随筆集〝乞食袋〟』の中で滝本博士は資料集めのことを書いておられる。それを読むと、たいへんな苦労だったらしいね、なにしろ、いままでの学者がぜんぜん手をつけていない領域だったんだから。おかげで封建時代の日本にも経済にかんする文献があったのがわかったんですよ』

と、上田教授は話している。同志社時代の誠一は例の士族出だという気位が高く、また『東京公論』で鳴らした、一世の論客だという自負心から尊大にかまえていた。保守派のボスとして派閥争いをしていた（大内博士の回想）。そこに樋田民蔵が乗り込んできて大ケンカになった。そのあげく樋田は経済

学部長となるや誠一をやめさせて自分も辞職する一幕があった。

誠一は大正八年、慶応の講師、翌年教授となった。宇和島運輸社長、長山芳介さん（六）は学部二、三年のとき誠一に日本経済史の講義を受けた。

『地味な講義だったし、昔のことなので教室でのもようはあまり記憶にない。ただ、わたしは和服にゲタばきで教室に出てね、停学処分にされたことがある。講義の最中にガランガランとゲタを鳴らして歩いたためだ。これには青くなって、先生のとこにかけこんだ。先生はおやじらとも親しかったので、頼みこんだわけだ。そのときはしかられもせず〝まあまかせておけ〟と引き受けてもらった。おかげで停学も短かかったね。三田会の講演会で、宇和島にも帰ってもらったこともある。どちらかというと小柄で学者らしい、もの静かなお人だった。だが、やはり士族出だという自負があってか、威厳があったね』と語っている。

編者云「南予の群像」は昭和四一年発行。著者七名。発行は「新愛媛」社。

本稿の執筆者は、問合せたが不明。

B　佐藤信淵家学全集上巻「小引」二（全文）

瀧本誠一

本集編纂に付き編者が特に多大の困難を感じたるは其の底本の選択である、一体佐藤家の著作に限らず、普通写本にて伝はるものは、転々謄写の際字句の誤脱を免かれずして、所謂る烏亭焉馬の誤を伝ふるのみならず、甚だしきは文中数句を脱落することあり、写者にして少しく学識あるものは往々勝手に字句を修正し、無学なるものは誤脱を誤脱と気付かずして、其の儘後世に伝へて原著作の真面目を失すること少なからざるが、特に徳川時代の写本にはそれが多いやうである、そは何故かと云ふに、徳川時代に校正と云ふことは、今日の如く謄写又は印刷にしたものを、夫れ〴〵其の原稿と引合はして、原稿通りであるか無いかを確めると云ふことばかりを意味するのではなく、原稿の誤謬不穏当の字句などは勿論のこと、校正者が自個の意見で、かう直した方が宜いと認めた所は遠慮なく随意に改刪修正することも、亦校正者の責任であるかの如く心得て居ったのである、故に古人は其の先輩の著作を校正すると云って、勝手に原著作の字句を補正改作することを、不徳の行とも何とも考へて居なかったのである、而して斯う云ふ様な広義の校正は少し学識ある者が謄写又は出版する場合には、猶更ら屡々行はるゝ例であったのである。

次ぎに徳川時代の人は古人の著作を見るには大体の主意さへ分れば、それで宜いとして済んで居ったのである、字句が少々違って居っても、又文章に誤脱があっても、著者の意が貫徹すれば、それで差支へなしと済まして居ったのである。殊に封建時代の武家武人は區々たる字句文章の差異などには余り八

かましきことは云はなかったのである。故に彼等が古人や先輩の著作を自ら謄写するか若くは人をして謄写せしむるに於ては少数例外の場合の外は、大抵いゝ加減にして、正確に対照校合することもせずに其儘後世に伝へたものである。

故に徳川時代の写本には通読して見て、立派な文章だと思はるゝものには却て原著作の真相を伺ひ知ることの出来難い迄に修正せらるたるもの多く、又他人の修正を経てない、生ぶのものには行文粗雑にして、意味の通じ難いやうなものも少なくないのである。要する所徳川時代の写本なるものは、何れにしても甚だ不完全なるもの多くして、善本の選択には洵に門外者の想像も及ばざる困難を感じたのである。

然れば既に立派に出版されたものはどうであるかと云へば、それは著者自ら出版したか、又は其の生前に門人若くは友人等が著作者の領解を得て出版したものゝ外は、矢張坊間の悪写本を原本として其儘か、若くは例の広義の校正を勝手に加へて出版したものが多くして、其の点は写本と少しも変ったことないのみならず、版本には写本よりは一層入念に、校正するの必要ありと思惟して、故らに校正の上にも校正を加へて、其の結果原著作の真面目を失し、飛んでもなきものとなって現はれて居るものも少なくないやうである。

それに又信淵の著作の如きは字句文章などをやかましく云ふ漢学者よりは、そんな学問の素養なき政治家若くは農業家の手に伝へられ、当時所謂地方功者等に特に持囃されたものであって、此社会の人々は字句文章などはどうであっても、そんなことには頓着なく、主として自分の執務上の心得までに写し置いたもの多ければ、同じ著作の二つの写本が同一であると云ふことは殆んど稀れであって、それが三

本四本と、段々多くの写本を比較して見ると、際限もなく異って居ることが発見さるゝのである、勿論其の中には著者が生前に二度も三度も書き直し、最初の未定稿第二の改定本、第三の正本などゝ云ふ様に種々のものあり、又其外には原本は浩瀚なりとて著者自ら省略して書き改めたるものもあり、又諸大名などの懇望に応じて著書を奉呈する際同一書の首尾若くは其他の部分を、各々其の大名の領地に適する様に改作して差出したるものもある、又門人等が他よりの依頼に依り、所々勝手に謄写して送りたるものも少なくないやうである、斯る状態なるが故に著者自体又は門人等の筆に成れるものにても、数種の写本ありて、何れに適従すべきや、其の選択には多大の困難を感ぜざるを得なかったのである。

夫れ故に本集を編輯するに於て、編者は出来得る限り多くの写本と対校し、就中最も善本と認めたるものを底本となし、数種異本の内何れに拠るべきか、判断に苦しむ所には、特に編者曰として其の相異の点を明示し大体に於て甚だしき差異あるものは別に別本として、重複を厭はず全文を採録したのである。

本集の編纂に付き直接間接に多大の援助を与へられたるは、秋田県平鹿郡植田村の近伊左衛門君（慶応大学出身にて現植田銀行頭取）と、佐藤家に縁故ある故織田完之氏の嗣子織田雄次君の両人である、近君は数年前より編者の為めに本集底本の捜索蒐集若くは謄写に付き、殆んど編者も及ばざる努力をなし、秋田市立図書館及信淵の郷里雄勝郡西馬音内町信淵文庫に就て数種の異本を借写せられ、又其の銀行業務の繁忙なるに拘はらず、遥々秋田東京間を往来して編纂事業を助けられ、又織田君は先代完之氏が多年信淵に私淑し、あらゆる苦心を尽くして蒐集せられたる貴重の遺書（中には信淵及男信昭の自筆本数十種あり）を悉く貸与せられ、原稿の校合訂正に非常の便宜を与へられたのである、故に編者をして本集の殆んど完全に近

からんことを自信せしむるまでに成功したるは全く此の両君の賜である。

編者の旧主宇和島藩主伊達宗紀宗城両公は信淵の保護者であったが為めに、現侯爵家には信淵が自ら奉呈したる著書の善写本を多く珍蔵せらる、故に本集の編纂に際し特に侯爵家より借覧又は謄写を許されたるは編者の深く感謝する所である、又夫に付種々斡旋の労を執られたる同公爵家々扶船山暉智君同編輯部主任高瀬代次郎君（佐藤一齋、細井平洲等の著者）及同勤務板倉助太郎君（信淵門人小池九蔵の親戚）の好意を謝す。

東京帝国大学助教授土屋喬雄君は編者の為めに田畯年中行事の善写本を寄贈せられ、且本集の編纂法に付ても種々の助言を与へられ、又秋田小川辰之助君（慶応大学出身、現安田銀行秋田支店勤務）は山相秘録図を貸与せられ、又信淵の書簡数通を謄写寄贈せらる。

本集の校正は商科大学予科教授川上多助君の厳密なる監督の下に東京帝国大学文学部在学の森五郎君が主として擔任されたのである、集中尚ほ往々字句の誤脱不明の点あるは原稿の不備に基因する過であって、夫れは固より両君の責任ではない。

岩波茂雄君は本集出版に関し、多大の労費を惜まず、全然学界に貢献の目的を以て之を引受られ、編者をして出版費の増加に頓着なく、務めて完成を期する様に奨励せられたるは、編者の特に満足する所である。

大正十四年十月

編者記す

（瀧本博士）

C　瀧本誠一博士編「佐藤信淵家学全集」（三巻）の出版意味と影響

川越重昌

佐藤信淵に関する研究は、信淵学の広範につれて、非常に多くの学者、郷土史家等によって述べられ、その歿後から今日迄、その数は単行本、学術雑誌、新聞稿等、優に千件を越えている。

信淵の歿は嘉永三年（一八五〇）で、今年（平成七年、一九九五）迄、百四十五年の間で、信淵研究の全く出なかった年は、明治前（江戸期）は十四ケ年。明治期は十ケ年。大正期は皆無。昭和期は、終戦の二十年二十一、二十二年の三ケ年のみであり、平成では、これ又欠けた年はない。つまり歿後百四十五年中、信淵に関する研究の欠けた年は二十七ケ年で、残る百十八ケ年、誰れかによって綿々として述べられている。この様な人物はそうは無いではなかろうか。（近刊、弥高叢書第九輯予定「佐藤信淵著述書出版及研究者・論考諸誌紙文献総目録、参照）

これらの諸氏研究稿、著述等は、信淵著述の活字化出版に基因し、明治・大正期は、織田完之の活字化出版によって広まった。特に明治三十九年の「佐藤信淵家学大要」の出版により、大正期の諸氏の研究は多くの便にあづかった。

次は大正十四年、十五年、昭和二年、瀧本誠一氏による「佐藤信淵家学全集」上中下三巻の出版（岩波書店刊）は、昭和、平成期の研究家へ与えた便益は一人としてそれに依らない者は居らない。

研究者の論考件数も、尨大な数と質に向上された。

この全集の編者瀧本誠一氏に就て、その一般を紹介することと、その意味と影響を略述し、宇和島と信淵を述べるに当って、従来全くに近く省みられていない分野を摘出し、いささか後輩としての礼を添えたいと思う。

☆

佐藤信淵家学全集（全三巻）は、昭和初年に、信淵著書中の主要なもの四十九種を、解説共約二八五〇頁に出版されたもので、研究者にとっての至宝であった。現在でも同断である。

その校訂に関する御苦労は、前項で氏の直接の「小引」で見させていただく事にして、私は、それにまつわる若干を申し述べ謝意を呈したい。

私が初めてこの全集に接したのは秋田県師範学校へ入学したからで、閲覧する力も未だなかった。本科四年の秋、学校長和田喜八郎先生が、寄宿舎へ話して置くから、一泊の予定で私へついて来い、と言われ、先生の鞄を持って従った。何処へお出でになるかは汽車へ乗って聞かされたが、県南の某町とはわかったが、何の御用かわからなかった。三時間程乗られて十文字駅で下車、それから歩いて約一里、村長さんのお宅かと思われる家へ着かれた。そこが前掲「小引」に明記されている「秋田県平鹿郡植田村の近伊左衛門君（慶応大学出身にて現植田銀行頭取）」のお宅であった。

校長先生が近先生と何をお話なさったのかは側に座っていたが思い出せない。が、瀧本博士についてのお話をうかがったのはこの時であった。校長先生が私を連れて行って下さったのは、川越は佐藤信淵の研究を志しているから、今後を近先生へよろしく指導してほしいとのことで、瀧本先生も御他界になっ

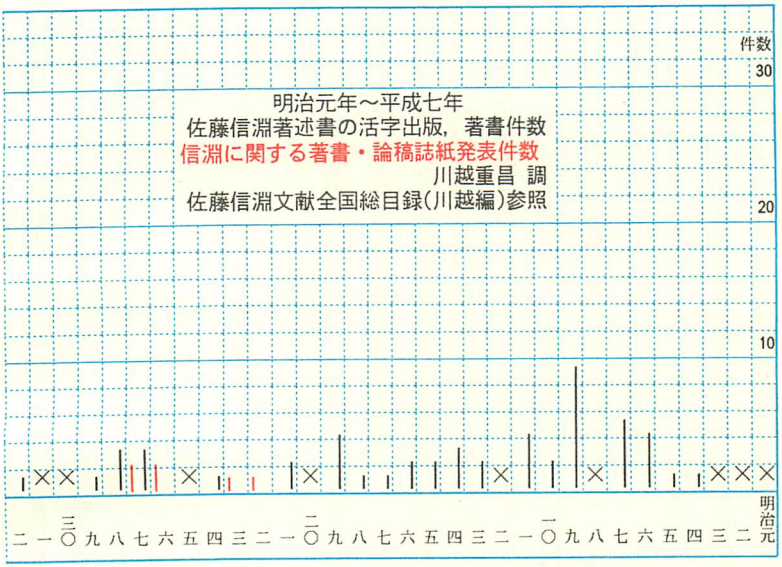
件数
30
20
10
明治元年～平成七年
佐藤信淵著述書の活字出版，著書件数
信淵に関する著書・論稿誌紙発表件数
川越重昌 調
佐藤信淵文献全国総目録(川越編)参照
明治元

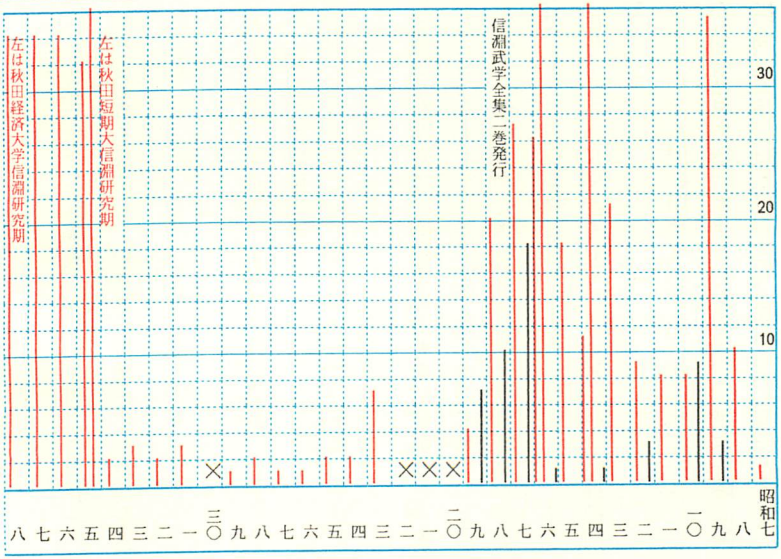
左は秋田経済大学信淵研究期
左は秋田短期大信淵研究期
信淵武学全集二巻発行
30
20
10
昭和七

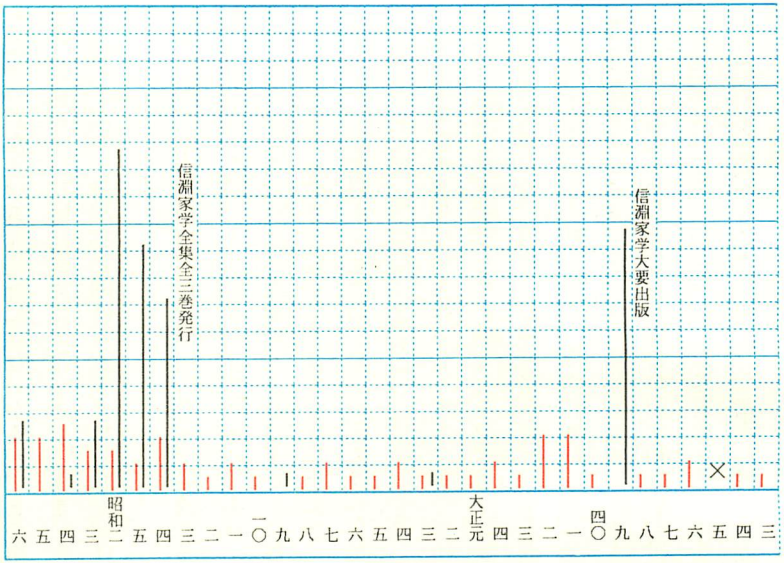

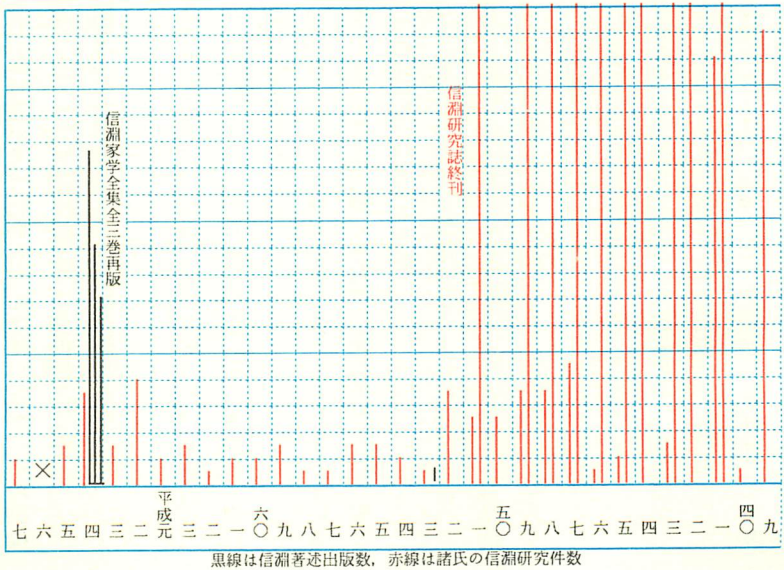

黒線は信淵著述出版数，赤線は諸氏の信淵研究件数

たばかりだから、近先生外にはないからだ、との事で、私は突然そう言われたので驚いたが、その御縁で今日迄六十三年間信淵先生の取子となる栄をいただいた。それは頂度瀧本先生御他界三年後であった。越えて八年三月卒業と同時に家学全集三巻を初任給で求めたが書店への返済には数月かかった。

☆

ところが瀧本誠一博士が、宇和島藩江戸屋敷で誕生された方とは、戦後に始めて知った。それ以前、博士の生地を話題にした信淵研究者はお一方も居らなかった。宇和島の兵頭先生ともおつき会い（手紙で）させていただいていたのに、これはまことに残念なことだった。

信淵研究者達の先づ最初に手にする家学全集が、研究者にとっては何処の方であってもかまわない事だろうが、宇和島から見た時、全国の研究者へ全集として提供した人物、それが宇和島人だという事は「信淵と宇和島」を述べるにあたっては欠かせない一つの項目ではなかろうか。

その事を瀧本先生は何も語らなくとも、また宇和島と信淵との関係が他藩のどこよりも親密であったから、家学全集を編集したわけでもない。博士は前掲小伝の中でも述べられているように、そんな私的な事からではなく、既に「日本経済叢書」三十九冊、「日本経済大典」五十四冊と、初めてこの尨大な経済学説を全国から拾い集め、その日本に於ける全容を編集されたその中から、最も優れた経済学者として信淵を選びぬき、その個人全集を最後に出版されて御他界されていたのである。

先生の前掲「小引」にも「編者の旧宇和島藩主伊達宗紀宗城両公は、信淵の保護者であったが為めに、現侯爵家には信淵が自ら奉呈したる著書の善写本を多く珍蔵せらる。故に本集の編纂に際し特に侯爵家より借覧又は謄写を許されたるは、編者の深く感謝する所である。云々」は、それ故に家学全集を編集

する故ではなく、全く客観的立場からの出版なのであった。

しかし今、私が「宇和島藩と信淵」を編集するに当って、瀧本博士が宇和島藩士の子として上屋敷に誕生し、信淵と宇和島藩の関係を充分に御承知の上に、信淵を日本の全国的視野に立って「佐藤信淵家学全集」を世に送られている事を思う時、本冊子の副題として誌した「信淵歿後に、その学識を日本思想史上へ磐石に位置づけた藩」として宇和島をたたえないでおられようか。

平成七年十月二日　誌

㈤ 宇和島藩の指針例として
弊政改革秘話（津山藩例） 佐藤信淵 述

校訂 妹尾和夫

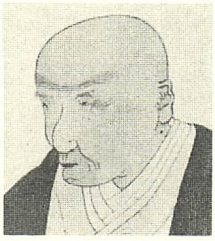

佐藤信淵肖像

＝編者解説＝

「弊政改革秘話」が初めて世に現れたのは、昭和元年、瀧本誠一編「佐藤信淵家学全集」中巻の中で、信淵が宇和島藩へ奉呈した天保十年以後八十七年目の事であった。

宇和島藩は、他藩の秘事ゆえ藩書庫に秘蔵、他見を許さなかった。当然写本は一冊もなく、信淵の手控さえ残ってはいない。これを藩は初めて、宇和島藩士の子として江戸上屋敷に誕生し、独学よく大をなした瀧本博士の為に、その登載を許されたのである。

信淵も亦、津山藩一件は青年期の事であったのに、その後数多くの著作を残されているのに、津山を述べる場合は、この秘事には一言もふれず、数回述べている津山記述は、すべて藩主英明、藩士三原金太夫の忠勤等で、秘話には全くふれずにその秘を守られていた。

従って昭和の学者は、信淵の創作話、自己PR話かとも述べられた者も居るが、本秘話奉呈の目的と、その時期に就て前掲兵頭氏の考証に何の蔭りもなく、又信淵

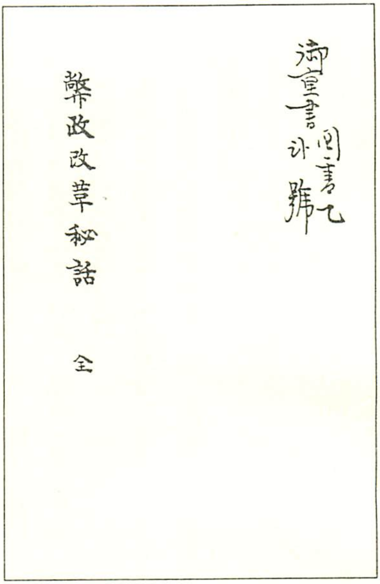

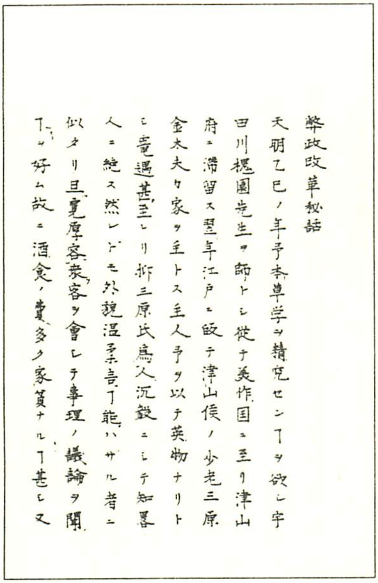
弊政改革秘話
天明乙巳ノ年予本草学ヲ精究センヿヲ欲シ宇田川槐園先生ヲ師トシ従テ美作国ニ至リ津山府ニ滞留ス翌年江戸ニ皈テ津山侯ノ少老三原金太夫ク家ヲ主トス主人予ヲ以テ英物ナリトシ竜遇甚至レリ折三原氏為人沉毅ニシテ知略人ニ絶ス然レトモ外貌温柔言ヿ能ハサル者ニ似タリ且寛厚容衆客ヲ會シテ事理ノ議論ヲ聞ヿヲ好ム故ニ酒食ノ費多ク家貧ナルヿ甚シ又

にしても、あの不健康、貧困、忙殺のさ中に、どうしてこの秘話を創作出来よう。

私はこの創作説かを解明したく、戦前から伊達家史料編纂所の高瀬代次郎氏（当時港区芝白金三光町）へ度々お会いもし、その原本拝見を申出たが、藩秘ゆえ且史料未整理故と閲覧は許されなかった。当時信淵伝研究の第一人者鴇田恵吉氏も同様であった。にもかかわらず高瀬氏からは、藩蔵の信淵関係書状の総てを、美筆で写されお送りいただいたが原本の他見迄は許されなかった。

此の度「宇和島と信淵」を一冊とするため、何回目かのお願いをしたところ、「秘話」が決して津山・宇和島両藩の信義を傷つけるものでもなく、反対に信淵をも含めた篤信を証するとの意味を御理解いただけ、この原本のコピーを伊達家事務所長河野伝氏から拝受、尚伊達宗禮様からは印刷掲載の許可迄いただき、六十年来の希望を果たす事ができた。

早速旧友の漢学者妹尾和夫氏へ願い、全集本の印刷ミス等数ケ所を改め、氏の脚註も加えて戴き小冊子へ再掲出来たことは至上の喜びである。妹尾氏は、秋田佐竹藩へ京都から招聘された儒者村瀬栲亭の御子孫。秘話の校訂には最適の方で、徳島県住の老漢学者である。

凡例

一、底本は漢字片かなまじり文であるが、本文は読者への便宜上、平がなまじり文に改めた。

二、本文のかなづかいは、底本のまま（歴史的かなづかい）とした。

三、漢字は、当用漢字に属するものは新字体に改めた。また、異体のものも通行の字に改めた。底本の明らかに誤記と覚しいものについては訂正し、その旨を注記した。

四、漢字の振りがなは、底本の片かなのものは元のままとした。平がなによる振りがなは校注者が付したものである。

五、漢文体の部分の返り点・送りがなは、原則として、底本通りとしたが、若干は補った。

六、適宜、段落を設け、句点・読点・濁点を施し、古典の引用文や登場人物の対話文には括弧（『』・〈〉・「」）をつけた。

七、脚注した語句には、＊印をつけた。

八、「小池氏に与えた書簡」は、訓読による書き下し文は前掲（24頁）したので、ここには漢文（原文）を掲げた。

小池九蔵宛書簡

呈二*翰一ヲ、今般頼二*世子之仁恵一ニ、末子祐三ト*居速一ニ成、老*朽及児孫無レ*飢餓之患一者、以レ有二足下在一ル也、敬謝、愚老雖レ*辞レ上二封事一ヲ而、欲レ*上下疎補二国政一ヲ之事件上、思案中、*按及、先年津山侯因二家政衰弊一ニ而上下困窮之事上、懐旧之感、衰老之歎、不レ覚落レ涙、当二是時一ニ津山侯賢明、且少老有二三原金太夫一者、英傑誠忠、能*佐二佑国君一ヲ、改二革弊政一ヲ、済二家士之窮乏一ヲ、救二百姓之凋*瘵一ヲ、終ニ豊盛津山一ヲ、一時有二国政之美可レ観者一ル矣、今按以二津山之醜*地一ヲ比二宇和島之沃土一ニ則所レ謂土亀与二月輪之類一耳、然津山*ノ康致君之賢、有レ似二君侯之仁明一ニ、則筆記彼国政弊改革之始末一ヲ而、供二諸貴覧一ニ、或為前暁後顧之一助一ニ、亦不レ可レ知爾矣。故書二綴五十余年之旧話一ヲ先使二足下内見一ヲ焉、若夫有レ不

*一翰　一通の手紙。
*世子　貴人のあとつぎである子。宇和島侯の世子、伊達宗城。
*ト居　住所をうらない定める。転じて、居所を定めること。
*老朽　老いて役に立たない人。ここでは、信淵がみずからをいう自称。
*足下　対等もしくはそれ以下に用いる敬語。ここは小池氏をさす。
*愚老　老人が自分をへりくだっていう語で、これも信淵の自称。
*封事　君主に提出する意見書。
*上疎　事情を陳述して主君に書をたてまつること。
*按じ及ぶ　あれこれと思いめぐらして考えがそこのところまでいたる。
*佐佑　助ける。補佐。
*衰老　年老いて体力が衰えること。
*凋瘵　人民が病み衰えること。
*醜地　やせた悪い土地。沃土に対する。
*土亀と月輪　月とスッポン。はなはだしくかけへだっていることの喩。
*康致君　津山藩主松平康致公。
*君侯　ここで君侯は、宇和島藩主伊達宗紀をさす。
*前暁後顧　事前に覚り、後の慮りをする。
*内覧　公式でなく、内々に見ること。

宜候覧者、則須速投之火中、而無令他人見之、何者、此旧話亦一国密事、譾流布于世間、則愚老之罪也。且又津山少老三原氏忠亮*沈黙、能揚人之善、能用人之材能、詩云既明且哲、以保其身*、彼人行状近之、足下亦模範斯三原氏則庶幾係小事而無屠腹*之禍、老人多呰*、足下其勿恚、自愛自愛*。

已亥之年*九月二十八日

佐藤信淵

呈

小池賢弟*足下

＊忠亮　まこと。忠信。
＊既明且哲、以安其身　すでに善悪を明らかにし、かつ理非を知る智恵がある人は、国家を安泰にすることができ、その身もまた安泰になる。そういう人が天下の大事に当たれる。
＊屠腹　切腹。
＊多呰　口かずが多い。遠慮なくものを言う。
＊自愛　自分を大切にしなさい。
＊已亥之年　天保十年、信淵はすでに七十一歳。
＊賢弟　賢い弟。年下の男子に対する敬称として用いる。

弊政改革秘話

天明乙巳の年、予、本草学を精究せんことを欲し、宇田川槐園先生を師とし、従て美作国に至り、津山府に滞留す。

翌年、江戸に皈て、津山侯の少老三原金太夫が家を主とす。主人、予を以て英物なりとし、寵遇甚だ至れり。

抑、三原氏、為レ人沈毅にして、知略人に絶す。然れども外貌温柔、言ふこと能はざる者に似たり。且つ寛厚容レ衆、客を会して事理の議論を聞くことを好む。故に酒食の費へ多く、家貧なること甚し。又、己れが為さんと欲する事を人に言はしめ、人に取て其の事を成すを好む。故に人も亦た、皆な其の長者なるを貴び、最初は近習より其の頭と為り、用人と為り、少老までに昇進するを難ずる者あること無し。

時に、津山侯も亦た賢明にして士を好み、文武の俊乂を森然たらしめんことを欲す。然れども、幼主相ひ継ぎたる後なるを以て、国柄は世禄大臣の手に在て、秀士を教育し高材を簡抜し、群下の貧窮を恵まんことを欲すと雖ども、執政の評議を経るに非ざれば僅か瑣砕なる恩賜をも施すことを得ず。

且つ又、執政・諸大夫、国家経済の道を講ぜず、農政の学に通ぜざるを以

＊天明乙巳　天明五年。信淵時に十七歳
＊英物　人物や才能などのすぐれた人。
＊沈毅　おちついて強い。沈着剛毅。
＊人に絶す　世間一般の人とかけ離れてすぐれている。
＊衆を容れる　多くの人をてなづけ従わせる。
＊長者　徳の高い人。おだやかで重厚な人。
＊俊乂　すぐれた人。（又＝賢いの意。）
＊森然　樹木が茂って盛んなさま。転じて、並び立つさまをいう。
＊国柄　国政を左右する権威。（柄＝物の柄で、物を動かすための重要な所）。
＊世禄大臣　家禄を世襲している家老。
＊群下　多くの家臣。
＊瑣砕　ごくわずか。

て、土地を経営し物産を開発して境内を富実せんことを心得たる者は絶てあること無し。故に、国用足らずして借財漸々多きに困み、家士の俸禄を減じ動もすれば半禄も与へざることあり。故に、家士奇窘し飢寒に迫る者多し。

君侯、深く此れを憂ひ、憤然として政事を改革するの意あり。竊かに此れを三原氏と議す。三原氏の曰く、

「臣が家の客に佐藤百祐なる者あり。年少なりと雖へども頗る奇才あり。且つ能く諸子百家の書を読で、詳かに歴代の変化を知れり。若し彼れを召されて古来の事実を講談せしめば、或ひは御思按の一助とも為ること有らん」

と。侯の曰く、

「寡人、津山に在りしときに曽て聞き及べり。宇田川玄随が塾に佐藤百祐なる者あり、絶世の英物なり、と。此れを見んことを固より渇望せり」

と。於是、侯、三原氏と密議して、数日の後、「君侯、不寐の病発る」と称し、制外の例にて、売講師を迓うが如く僕也を御寝所近く召して、四海漫游の珍奇を講談せしむ。三原氏予め予に内意を通ぜしことなるを以て、最初は国々の奇怪なる珍説を談じ、第三四夜の頃より、諸国山海江河の形勢より水陸運輸の便利、及び枢要都会・山谿険難の要害を説き、且つ其の土地の厚薄、土俗の風習、農業の巧拙、政事の得失、境内の貧富に至るまで、悉く予

＊境内　領内。
＊奇窘　たいへんな苦しみ。
＊諸子百家　（原本に諸士百家とあるは誤り）。中国の周末から漢にかけて出現した多くの学者や学派のことで、儒家・兵家・農家・天文・術数・道家・釈家などの総称。十七八歳の信淵がこれらのすべてを読んだのでは勿論あるまいが、学問の広さと深さは彼の後年の行実からじゅうぶん考えられる。
＊寡人　王侯の自称の謙辞。自分は徳が少ない人だとして謙遜したことば。
＊不寐の病　不眠症。
＊制外　制規の範囲外。
＊売講師　一日または一か月賃銭いくらと定めて書物を講議する人。

が心を以て論弁裁断し、継ひで講談すること十余日を経るに及びて、一夜、三原金太夫其の他、近習番頭小島新左衛門・小久保勇記・松波助之進、都合四人の外は人払ひにて、君侯、予を近く召して曰く、

「今夕の事は、国禁を諱み憚ること無く、汝が欲する所を以て、津山を治むべきの大要を論じ、且つ其の弊政を審かに議せよ。寡人、以て国家を治むるの心得とせん」

と。三原氏も亦た曰く、

「君侯の懇命、既に斯に至れり。吾子、其れ辞すること勿れ」

と。

予、已むことを得ず、乃ち対て曰く、

「国家を治るの大要は、仲尼の説かれたる、〈脩二身一也、尊レ賢也、親レ親也、敬二大臣一也、体二群臣一也、子二庶民一也、来二百工一也、柔二遠人一也、懐二諸侯一也〉の九経にて事足りぬべし。

其の〈柔二遠人一〉と〈懐二諸侯一〉は、外事たるが如しと雖ども、関は譏にして征せず、道路を修理、橋梁を架渡し、駅站を置き、旅亭を立て、往来の旅客に便するは、即ち柔二遠人一の事にして、土地を領する者の常の務めなり。又、懐二諸侯一と云ふに至りては、公儀の事なり。然れども同席と親家の吉凶患難に就ては、或は周急し、或は財用を給し、其の他同僚の不

＊裁断　裁決
＊人払ひ　密談の際、他の人を席から遠ざけること。
＊吾子　対称。相手を親しんで同輩に対して用る敬称。あなた。おんみ。
＊仲尼　孔子。（孔子、名は丘、字は仲尼）。「仲尼の説かれたる」は、ここでは『中庸』第十二章をいう。
＊九経　天下国家を治める九つの道。経は経常なるもの（コンスタント）をいう。
＊群臣を体する　わが身を家臣たちの立場に置いてその心を察する。
＊庶民を子とする　父母がわが子を愛するように庶民を愛する。
＊百工を来す　もろもろの職人を招き寄せる。
＊遠人を柔する　柔はやわらげること。遠くからやってくる賓客や旅人に暖かい思いやりをかける。
＊諸侯を懐くる　諸侯を悦服させる。
＊関は譏して征せず　国境の関所では、ただ非違を吟味するだけで、通行人の物品に税をとりたてたりしない。（原本では、征を制としている）
＊親家　親族と縁家。親戚。
＊周急　急場の難を救う。

和を媾平する等、此も亦、為さざるべからざるの事なり。諸侯を懐くるには、公儀の御疑ひを蒙らざるの心得あるべきのみ。

抑々此の九経は為二国家一の常道にして、一経を虧くと雖ども全からざるに論なし。今夫れ君侯は天禀の美質にて、御仁心極めて篤く、〈脩レ身〉の一事に於ては間然すべきこと無し。然れども、熟づく君侯の御身の上を察し奉るに、〈尊レ賢〉の御心薄かるべきに非ざれども、君には共に謀て大事を決断すべき賢師友の乏しきと見へて、御仁心篤しと雖ども仁の大用を為すことを得ず。故に、〈尊レ賢、親レ親、敬二大臣一、体二群臣一、子二庶民一、来二百工一〉の六経未だ備はらざるに似たり。

所レ謂此の九経は、〈尊レ賢〉を以て最要とす。何んとなれば、国家を経営するの多端なる、賢材の士に非ずんば、衆理を弁別して皆な其の宜きに当たり、上下其の処を得て豊薬することを得べけん乎。故に古の明君は賢者を求むるを以て最要の急務とせし者なり。『書』に云く、〈能自得レ師者王、謂二人莫一己若一者亡、好レ問則裕、自用則小〉と、是れなり。仲尼の〈脩レ身〉を以て第一とせし者は、其の身の脩らざる君には賢者の近付かざるを以てなり。且つ又、賢者にも次第あり。或ひは友として共に事を議すべきあり。或ひは師として従て教へを受くべきあり。親類にも差別あり。或ひは庶父・昆弟あり、或ひは従兄弟・再従・三従の兄弟有

＊媾平　和睦。なかなおりする。和解。
＊間然　非難や批判すべき欠点があること。「間然すべきこと無し」は、非の打ち所がないこと。
＊大用　大きな使いみち。
＊豊薬　物資が豊かで、人々が暮らしを楽しむ。
＊書に云く　『書経』の「仲虺之誥」篇の語。進んで賢明な師を得て国政を尋ねる者は王者となり、自分にまさるものはないと慢心する者は亡ぶ。賢者に諮問する君は国を裕かにし、自分の意見や主張をかたく守る者は小さい。
＊庶父　父方の多くのおじ。
＊昆弟　兄弟（昆は、兄）
＊再従の兄弟　またいとこ。
＊三従の兄弟　みいとこ。曽祖父母が兄弟姉妹である者同志の間柄。

て、天理自然の親疎と等級を為す者なり。故に此の、〈親レ親之殺〉と〈尊レ賢之等〉とは、実に是れ礼義の根本にして、天下国家を経倫するの大経・大法も唯だ此の礼義の外には他事あること無きのみ。

僕聞く、本多文之助殿が母は君侯の姉君にして、金田式部殿が婿は君侯の弟君なり、と。上国侯の昆弟を以て他の小家に遣りて飢寒に困ましむるは、家臣と為して安楽せしむるに如くべからず。豈に尊二其位一重二其禄一同二其好悪一の道ならん哉。総べて是れ、君侯の御本意に非ざるべけれども、共に議すべきの賢師友なきが故に、執政諸臣の意に任せることなるべし。

又は、君侯能く敬二大臣一、官盛んに任使すると雖ども、然れども未だ其の任を尽さざることあり。何んとなれば、皐陶・伊傅・周召の如きは崇敬すべきこと勿論なり。僕也久しく津山に在りて君侯の諸大臣を知れり。弓馬・刀鎗の修煉と読書・文筆等の翩々たることは皆な人に劣ること無し。惜むべきのことには、農務は政治の根本にして百姓は国家の基礎たることを知らず。故に、国家を経営し物産を開発して境内を豊盛するの志ある者は絶えてあること無し。唯だ其の馬を走らし箭を飛ばして一人敵の業を精究するに過ぎざるなり。

是の故に国産甚だ乏しく、財用足らずして上下一統漸々貧窮に迫るのみ。

＊親を親しむの殺　親（親兄弟から親戚まで）を親しむといっても、愛には差等があるのが人情自然の理である。近い者ほど厚く、遠い者ほど薄いという差別性が存在する。（殺は、差。ちがい。）

＊賢を尊ぶの等　賢人にも等級がある。（等も、差。ちがい。階級）。

＊其の位を尊び、其の禄を重くし、其の好悪を同じくする　『中庸』の語。自分の同族の者の官位が高くなるように、その禄高が多くなるように配慮し、自分の好き嫌いが同族の者と一致する。そこに同族の親愛感が生まれる。（然るに君侯は自分の姉弟君を窮乏させているのは、側に賢明な師友がいないからだ、と信濃はいう。）

＊諸臣　多くの臣。（底本では「諸心」とあるが、文意を通ずるため、改めた）。

＊官盛んに任使する　これも『中庸』の語。多くの官吏を置いて陣容を立て、人を任用して職務をまかせる。

＊皐陶　聖天子舜の臣。

＊伊傅　伊尹と傅説。伊君は殷の湯王の相、傅説は高宗の相で、共に賢良の相。

斯くの如き大臣は幾程敬して任使すると雖ども、事に臨みて眩せざることを得べけん乎。此も亦、賢師友有りて経済の学を講じ、人材を教育し、其の人を択びて任ぜざるが故なるべし。又た、群臣は君の手足なり。然るを罪も無きに其の俸禄を減じて困窮せしむるは、士を勧むる所以に非ず。此れを〈体〉と云ふべけん乎。

又た、津山領の百姓は、国君を欣び戴くこと他国の百姓より厚し。愍むべきの至りなり。然るに近来、税歛の倍し加はれるを以て、人別頗る減耗し、村々田畠余りて漸々荒蕪するに就き、年々貢税の屈するに至る。執政家、此れを悪み一箇の左計を設け、地方役人に命じて、流散百姓の田畠を其の村の現在の家別に分配し、厳重なる法度を立てて、一畝と雖ども荒らすことを禁じ、悉く耕作て年貢を上納せしむ。村々の百姓、従来所持の田畠すら既に其の多きを厭ふの所に、又た流散百姓の田畠を配分して作る義を課せられ、何れも其の力足らず、肥養を用ふることは勿論、農事を精くすること能はざるを以て、年々凶作のみ多し。地方役人は、下々の困窮を知ると雖ども、邑入の減耗ときは、大臣より厳譴を受くるを畏れて年貢を誅求ること少しも優免なきを以て、百姓痛く凋瘵して、飢寒に斃るる者幾千人と云ふことを知らず。何んぞ〈子〉庶民〉と云ふべけん乎。

又た、〈来百工〉も亦た財用を足らしむるの一経なれども、農政に正

＊周召　周公旦と召公奭。周公旦は周の文王の弟で、召公奭と共に周の成王を輔けた名相。
＊翩々　軽々しいさま。
＊一人敵　一人の相手。一人敵の業は剣術をいう。『史記・項羽記』に、「剣は一人の敵、学ぶに足らず。万人の敵を学ぶべし」と。
＊税歛　租税をとりたてる。
＊荒蕪　土地が荒れて雑草などがおい茂ること。
＊屈する　絶え尽きる。
＊左計　あやまった計。
＊地方　町方に対して、田舎をいう。転じて、広く農政一般をさす。
＊邑入　収穫物のうち、領主の取り分。年貢。取箇。
＊厳譴　きびしい叱責。
＊優免　おおめに見ること。

経の没きに於ては畢竟無益に属するのみ。

僕也、御国中に久しく滞留して竊かに傍観せしに、此の節、津山表の事体、大略斯くの如し。恐れながら、君侯、僕也に命じて禁忌を憚らず国事を議ぜしむ。故に此の罪言を発せり。願くは逆鱗の罪を宥されよ」

と。

三原氏等四人、側に俯して面色土の如く、息すること能はざる者に似たり。侯も亦た額の汗を拭ひて、近習に酒を命じ、大杯を執りて自ら傾け、其の杯を予に賜わり、乃ち坐右の千里鏡を取りて予に賜ふ。三原氏等四人、始めて安心し、皆な歓飲して退出せり。

其の後、三四日を経て又た召され、君侯、人を払ひて宣ひけるは、

「我れ、従来放埒なる行ひを為さず。然れども我が国の事体、既に吾子が所レ観ルの如くなるは、総て是れ執政其の人に非ざるの所レ致スなり。今、我れ其の弊を改革せんことを欲す。以何せば則ち可ならん。願くは子が欲する所を言へ」

対て曰く、

「僕也、年少にして知ること無し。況んや国家を経倫するの大法に於てをや。然れども、竊かに此れを聞き及びしに、侯の御家法は、御手元金の備へなく、瑣細の御恵みを賜はると雖ども必ず執政列座の評詔を経るに非ざ

＊正経　正しい常道。
＊津山表　表は、所・地方・方面の意を表わす接尾語。
＊禁忌　忌みはばかって禁じたり避けたりする。（タブー）。
＊千里鏡　望遠鏡
＊子　対称。対等またはそれ以下の相手に対して用いる。

れば此れを賜はることを得ず、と。此れ等の法は、庸主・闇主、或ひは放蕩無頼なる暴主等の世には宜しきことも有るべき乎。なれども、当君侯の如く賢明にして、国家を隆盛にし万民を済救せんことを欲する英王の御世には最も大ひなる障害なるべし。何んとなれば、君侯の英明と雖ども、平生座右に御備への御手元金ありて財用の出納自在ならざるときは、貨を軽んじ徳を貴びて賢師友を招待せんことを欲するとも、得べからず。豈に啻に賢者を招待して共に大事を議することを得ざるのみならん哉。或ひは内密に近臣の劬労ある者を褒賞して忠勤の誠を壮んにし、或ひは遠臣の雄豪にして貧窶なる者を召し、支給を賜りて其の鋭気を養ひ、或ひは俊秀なる少年に芸古料を与へて文武の道を教育せざれば、事に幹たるの高材に乏しくして、以後国事を精妙にすることを得べからざるなり。

故に、手元金を君側に置きて、時々恩恵を賜はり士気を振発せざる国は、必ず群臣其の君に忠誠を尽すの念薄くなりて、或ひは執政家に諂諛て出頭せんことを期望すること多し。恩恵の下る所は、即ち人心の群する所なるを以てなり。津山の風俗、頗る此れに類することあり。不レ可レ不レ察也。

僕也、熟々按ずるに、恐れながら君侯は世々不世出の英王なり。然れども、即今の事躰にて此れを観れば、恰も井底に鏁められたる龍に異なること無し。如レ斯して年月を送り、宛として其死矣、誰れか夫れ英明と愚

＊庸主・闇主　共に凡庸で暗愚な君主。無能な統治者。

＊劬労　骨を折って苦しむこと。苦労。

＊貧窶　貧乏で困苦する。

＊芸古料　稽古に励む者に支給する手当。奨学金。

＊事に幹たるの高材　事にあたって主だって活動できるすぐれた人材。

＊不世出　（原文では誤って不出生）。まれにしか世に現われ出ないほど優れていること。

＊宛として其れ死せば　そのまま漫然として死んでいったらば。『詩経・唐風』の詩句である。農政家信淵は『詩経』を深く理解し、愛誦し、感発していたであろう。それらの詩句を、彼の著作の中に多く見ることができる。

閙とを弁ぜん。僕也、竊かに一国の蒼生の為めに此れを惜しむ。三原金太夫は一箇の人傑なり。請う君、共に此れを熟計せよ。僕也年少、何をか知らん」

と。侯、予が言を聞きて、嗟歎すること久し。乃ち宴を賜りて退出せり。

其の後、一両日を経て、三原氏、朝より退き、予を招きて、無紋の衣服一重を出だし、竊かに語りて曰く、

「君侯、吾子が議論を甚だ御感賞ありて、此の服は当坐の御謝として吾子に賜はる所なり。且つ御懇命あり。今般御改革あるべきに就きて、津山領の弊政を除き国家を補益し万民を済救するの事務に於て、吾子存じ寄りたる諸件を悉く筆記せんことを請ひ給ふ。希くは吾子、万民の為めに諱み憚ること無く綴りて献ぜよ」

と。

然るに予、実に存じ寄りたる所あること無く、且つ又た津山領内の懸磬なるは一朝一夕の故に非ず。殊に家中と百姓の窮迫なること眉を焼くが如く、農事を講究し物産を開発する等の緩々たる計策の企て及ぶ所に非ざるなり。故に予も亦た奈んともすること無くして、再三此れを辞すと雖ども、頻りに請ふて止むこと無し。因りて覇者の権謀に類する事なれども、時務の已むことを得ざるの工夫より、儇警三策を作る。

＊蒼生　人民。あおひとぐさ。
＊嗟歎　感心してほめる。
＊朝　役処。
＊存じ寄り　考えていること。
＊懸磬　産を傾け財を尽くして窮乏すること。（磬は打楽器で、石板を吊り下げて槌などで打ち鳴らすもの。磬を懸けたように、「へ」の字形に屋根と柱だけがあって、中がからっぽの意）室内に何もない、貧しくて一物も見るべきものがないこと。
＊眉を焼く　非常に急場がさし迫っていること。
＊緩々　ゆったりとしたさま。

三原氏曰く、

「貴策、良なりと雖ども、執政諸臣此の事を評議するに及びては、半年や一年に決定することを得べからず。此の大饑饉の中に、評議速かに決せずんば、恐らくは内乱を発するの患ひあらん。此れを以何がせん」

と。予、対て曰く、

「恃むべき所は、君侯甚だ英明なり。僕也、侯を勧て別に行はしむべき尓の一計あり」

と、其の趣きを語りければ、三原氏、悦び勇み、三策を封じて侯に献ず。侯乃ち披見して大ひに喜び、種々玩弄物を予に賜ふ。

於是、津山領内政事改革の議始まり、君侯、乃ち執政諸臣永見造酒（江戸在番の国家老なり）・伊達与兵衛・小須賀一学・山田主善・本田左門（以上四人、江戸在番の年寄なり。今年は御倉火消に依りて人数多し）三原金太夫（定府年寄なり）、其の他用人村山左仲（定府なり）・大目付・勘定奉行等を政事処に会し、日々国政の弊を論じ、此れを改革せんことを議す。

永見・山田等は温厚和平の人物にて、適莫の論も無けれども、小須賀一学は極めて固陋偏僻なる人にて、旧貫に依り先例を用るを治国の御大法なりと称して、固く執りて以て改革を肯んぜず。諸年寄及び目付・奉行等も此れに党する者多く、其の義、多日を経ると雖ども決すること能はず。

君侯、此れを憂ひて三原氏に議す。三原氏、乃ち予が密言を奏す。一夜、

＊貴策　相手の計策の敬称。

＊封じて　封じぶみにして。上奏するために密封して。

＊披見　開いて見る。

＊適莫　可と不可。適は、己れの考えを固執して是非やり遂げようと主張する。莫は、この事はどうしても同意できないと心に定める。

君侯、予を召して酒を賜はり、人を払いて密計を問ふ。乃ち尓々（シカジカ）の計を言上す。侯、歓然として頷（*がん）す。

其の後、月余を経て、家中の猛士（*）丹羽金左衛門・児玉右仲・平沼平馬・名村運治・大場治右衛門等、都合三十八人、小沢四郎が芸古所に会合し、小須賀一学を始めとして改革の故障（*）する役人共を悉く打ち殺すべきの誓盟を結び、其の勇壮狂気の如く、期するに九月三日の夜を以てす。

此の事何れよりか漏れたりけん。執政の耳に入りて、皆な大ひに震ひ恐れて、其の翌朝八月晦日の評定に、執政・諸役人皆な弊政を改革すべきに忽ち決定して、国事悉く君侯の自由と為りて、上下大ひに安し。是れより以後は執政大臣、甚だ君侯の威霊を畏れ、皆な能く其の教令を奉り、種々の弊政を改めて許多（*きょた）の華費（*）を減じ、財用の融通頗る開達し、乃ち群臣の借禄（*）を仮（かえ）し諸士の困窮を救ひ、四方の諸先生及び諸名士を聘し、共に経済道を議す。

翌丁未（*）の年には、公儀の御指留（シメ）にて君侯御滞府と為り、姉君本多文之助殿が母に五百石、弟君金田式部殿に千石の合力米（*）を生涯給はり、且つ今年より領内に平準（*）役所を立てて物価を平均にし、税斂を薄くして百姓を安んず。皆な是れ、儆警三策の行はれたるなり。

其の後、君侯、三原氏に語りて曰く、

「我れ、偏へに世上の諸先生及び諸名士を聘して、此れと国家を経綸する

＊頷す　うなづく。了解・肯定・承諾などの気持ちを表わして首を縦に振る。
＊猛士　力強くたくましい侍。
＊故障　物事が行なわれるのを妨げる。邪魔だてする。
＊許多　たくさんあること。
＊華費　ぜいたくな費用。
＊借禄　藩士からの借上金。
＊丁未の年　天明七年。時に信淵十九歳、藩公三十六歳。
＊合力米　表向きの扶持以外に支給する米。
＊平準役所　米価の安定を計るために設けた役所。米価が高くなると蔵米を払い下げ、下値になると買い上げて値段を上げるようにする。

の要務を議するに、何れも皆な痴人の夢を談ずるに似てり。一つも取るに足る者あること無し。当世の時務を知る者は、年少なれども佐藤百祐一人のみ。然れども彼れは薄福の相にして、英達夙く成れり。惜しむべきのことには、長寿すること能はざらん。故に寡人、津山に於て彼れに百石許りの地を与へ、生涯勤仕を免し、遠游することも亦た其の願ひに任せ、放逸を楽しましめて我が国に死せしめんことを欲す。唯だ恐らくは、彼れが志高し。唯だ恐らくは、我が国に留まること無からん。汝、信義を篤くして此れを止めて見よ」

と。三原氏、侯の御内意を予に告ぐ。

対へて曰く、

「僕也、少年にして貴国に游び、国君及び大夫の寵遇を蒙り、何んの喜びか如し之。殊に君侯の御懇命、感泣の至りなり。然れども、此の頃世上にて僕也を評判するに、若年の身を以て一国を転覆したる大山師、永く御国に居る者ならば如何なる悪事を仕出だすも知るべからずなど、甚だ面白からざる取沙汰多し。僕也が御国に永住するは、足下の為めにも禍の起る種と為ること必せり。

且つ又た、故郷に母あり、年六旬に近し。日夜、僕也が皈を俟つ。僕也が大夫を辞し去りて母を皈省せんと欲すること、既に久し。謹んで君侯に

＊痴人の夢　痴人（おろかな人）が夢の話をするように、つじつまが合わず、ばかばかしいことの喩。
＊薄福　ふしあわせ。薄幸。
＊英達　才能がすぐれまさること。英明。
＊放逸　勝手気まま。
＊大夫　ここでは、三原氏をさしていう。
＊大山師　大きな山師。山師は、詐欺師。ぺてん師。
＊六旬　六十歳（一旬は、十年）。

辞せよ」

と。三原氏、此れを聞き、泫然として涙を垂れて曰く、

「嗚呼、我が君、能く吾子が心を知れり。吾子既に斯くの如く果心する上は、愚老止むと雖ども及ぶべきに非ず」

と。乃ち、予が果心する所を以て君侯に奏す。

戊申の春二月、高田の邸に於て予が為めに留別の宴を催し、君侯自ら臨み、僕也を近く召され、「若し夫れ、寡人を見んことを欲せば何時にても皈参すべき」の御懇命有り、餞儀として金百両に種々の物を添て賜はりき。於是乎、予、津山を去りて秋田へ皈れり。

其の後、津山藩中、秀才雲の如く生じ、諸役人皆な能く慎みて善政を行ひ、土地漸々開け物産益々興り、百姓業を楽み、国家一時に富盛せり。

予、遍く四海を游歴し、十五六年（五、六年？）を経て皈府せしに、君侯其の年、四十二歳（四十三歳？）にして逝去し給ふ、と云ふ。惜ひ哉。

信淵、按ずるに、津山侯二十六歳（三十六歳？）の時に国政を改革して、凡そ十六年間（六年間？）に、国家隆盛、万民安康にして、納戸金ばかりも十七万両出来たる由を、三原氏に聞けり。区々たる五万石の地なりと雖ども、其の制度を精妙にするときは美政の観るべきこと斯くの如し。況んや広大

＊泫然　涙をはらはらと落とすさま。さめざめと。
＊果心　決心。
＊愚老　自称。老人が自分をへりくだっていうことば。
＊戊申　天明八年。信淵は年二十歳。
＊留別　旅立つ人が後に残る人に別れを告げること。
＊餞儀　旅立つ人に贈る物。はなむけ。せんべつ。
＊雲の如し　人や物が多く集まることの喩。雲集。
＊津山藩主松永康哉（はじめ康致）は寛政六年八月に江戸上屋敷で歿した。年四十三。

の国に於ておや。

故に、国家に主たる者は、身を脩めて賢を尊ぶことを専務とするときは、〈親レ親(シムヲ)也、敬二大臣一(スルヲ)也、体二群臣一(スルヲ)也、子二庶民一(トスルヲ)也、来二百工一(スルヲ)也、柔二遠人一(ヲ)也、懐二諸侯一(クルヲ)也〉の諸件、悉く皆な自在にして其の宜(よろし)きを得ざる者あること無し。

凡そ国家を経緯*するには、其の事多端、一日二日万機あり。時務を知るの俊傑に非ざる自りは、焉(いずく)んぞ能く此れを弁別し、万物をして各々皆な其の処を得せしむることを得ん乎。此れ等の次等を論じて、賢者を尊ばしむることを勧むるときは、自ら銜(*ウラ)んことを求むるの筋に当たる。故に封事*を上ぐることを足下に断りたるは、全く此の事なりと知るべし。

然れども、世子君*の懇篤に感憤し、不レ得レ已(ムコトヲ)、*似寄(*によ)りたる事件を筆し、足下をして此れを内見せしむ。若し夫れ、諱むべきのことあらば、決して貴覧に入るること勿れ。

＊経緯　秩序正しく治め整えること。
＊一日二日の万機　『書経』の言葉で、人君の倦怠を戒めた語。一日二日のあいだにもいろいろの事が起こるので、人君は心をいましめ慎しまねばならない（機とは、機微。表面に表われない微妙なはたらき）。
＊銜る　自分を広告する、自らを吹聴する。（底本は「銜」としているので、正した）。
＊封事　主君に提出する意見書。
＊世子君　宇和島藩主伊達宗紀の世子宗城君をさす。
＊已むことを得ず　よんどころなく、しかたがない。
＊似寄る　似かよっている。類似する。

後記

信淵の再研究期に入った現在では、出来得る限り現地での事は現地の方にとの考え方で本叢書は企画している。それは即に戦後五十年もなったから、各地地方史の研究が進み、信淵行蹟の裏付史料を加えていただける事を願うからである。

その初冊が「宇和島と信淵」の編集であった。幸い信淵研究の極めて初期に、既に兵頭、菅の二先生によって善稿が残されていたことは尊い遺産で感謝の至りである。

本冊編集に当っては特に宇和島伊達家事務所の河野傳先生のお力ぞえをいただいた。

宇和島と信淵に関しては、泉武夫氏の「佐藤信淵（幕藩の動向と改革をめぐる人々）」の著（約三百頁）中二十頁にわたる力作もあるが、昭和五九年の刊行であり、充分に現在に生きている著書なので、全く触れずに、玉著を紹介するに止める。

氏も亦私の知友であるので寛如願いたい。

尚書中の図版はすべて、原文読解への補助として編者の加えたものである。

又「弊政改革秘話」の新校訂は、友人の漢学者妹尾氏へ委頼したものである。岡山県津山藩の秘話を、宇和島藩稿へ附するのは奇異に思われようが、信淵の主意は「宇和島藩改革への教書」として極秘に呈したもので、信淵も他へ写本として写えた事はなく、宇藩でも他へ伝えた事もない。家学全集の中巻に瀧本博士ゆえに公刊を許したもので、更に今日伊達家からその原本のコピーを拝戴したので、改めて校

訂していただき、尚語註をも加えていただいたものである。

諸氏へ深甚の謝意を申し上げる次第である。

平成七年十二月十日誌　編者

彌高叢書

第一輯	織瀬夫人伝（平田篤胤夫人）	伊藤　裕著
第二輯	彌高神社史　未刊	
第三輯	佐藤信淵大人の二人名跡	渋谷鐵五郎著
第四輯	考証　佐藤信淵(1)天火の小球説	川越重昌著
第五輯	考証　佐藤信淵(2)飢餓の旅路	川越重昌著
第六輯	考証　佐藤信淵(3)津山藩江戸屋敷	川越重昌著
第七輯	宇和島藩と佐藤信淵	川越重昌編

彌　高　神　社
平田篤胤佐藤信淵研究所